

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成16年3月17日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時59分
場 所	第3委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長・武井副委員長・大橋・佐々木(茂)・新谷・松本・久末 各委員 欠席～佐野委員		
説 明 員	水道局長、土木部長、建築都市部長、その他関係次長、課長、所長 及び主幹 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木茂委員、新谷委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

理事者からの報告がありますので、順次、説明願います。

「北海道住宅管理公社への市営住宅にかかる業務の委託拡大について」

(建都)住宅課長

北海道住宅管理公社への市営住宅にかかる業務の委託拡大について、報告をいたします。

市営住宅にかかる業務のうち、年6回募集いたします住宅の受付業務につきましては、平成元年11月に北海道住宅管理公社小樽管理事務所業務委託を行い、平成15年4月からは、入居受付業務から入居者抽選会開催まで業務委託を拡大いたしました。

北海道住宅管理公社は、昭和63年6月に設立され、主に石狩支庁や小樽市にある道営住宅の入退去や建物の維持管理、また、家賃の徴収など、道営住宅全般にわたる業務について受託し、管理のエキスパートとして、その業務は高い評価を受けております。

今般、市営住宅の業務を総合的に検討してまいりましたが、北海道住宅管理公社小樽管理事務所において、市営住宅と道営住宅にかかる業務を一体的に行うことが可能となり、それにより利便性や市民サービスの向上につながることで、また、業務の効率化を図ることができることなど、多くのメリットがあることから、平成16年4月から、北海道住宅管理公社に、市営住宅にかかる業務について、委託を拡大することといたしました。

これに伴い、北海道住宅管理公社では、管理体制の強化を図るため、現在の「小樽管理事務所」6名体制から、事務所の位置づけを「小樽支所」として、10名体制とすることとしております。

次に、具体的な業務委託内容といたしましては、委託済みの公募受付と入居者抽選会の開催に加え、退去の手続、家賃、敷金の収納・減免に関する手続、収入申告に関する手続、日常的な修繕の受付、発注事務、各種届出の受理と審査、駐車場の使用及び使用廃止届出の受理、各種証明の交付手続、家賃滞納者との納入交渉、納入事務、住宅の点検及びパトロール、集会室に関する事務、住宅管理人に対する指導業務、防災に関すること、広報に関することなどの業務を委託してまいりたいと考えております。

引き続き、小樽市が行う業務としては、入居者の決定など市長の許可、認可が必要な事項、家賃の決定・変更、減免など、入居者の権利義務内容に変動をもたらすもの、計画修繕、大規模修繕、滞納整理、修繕費の支払事務、口座振替事務、敷金、家賃の決定、調定事務、保守点検の業務委託、収入事故、目的外使用許可、特定目的住宅の入居者の選考等であります。

なお、委託に当たっては、入居者の個人情報も取り扱うことから、委託契約に守秘義務について明記するとともに、個人情報の取扱いについては細心の注意を払い、厳重に管理するよう、住宅管理公社を指導してまいりたいと考えております。

委員長

「平成16年度臨時市道整備事業について」

(土木)土木事業所長

平成16年度臨時市道整備事業の概要について、説明申し上げます。

平成16年度の予算につきましては、5億円を計上し、そのうち1億円をゼロ市債とすることにします。

お手元にお配りしました計画書は、地域からの要望や市の道路パトロールによる整備が望まれる路線について、交通量や公共施設の有無、道路の老朽度、整備の緊急性、事業の効果等を総合的に判断して、38路線を計画したも

のであります。

38路線の内容についてであります。9路線がゼロ市債の分、29路線が通常分となっており、工種別では、側溝整備が20路線、のり面整備2路線、道路改良14路線、橋りょう等2路線となっており、ゼロ市債分の発注につきましては、近日中に行ってまいりたいと考えております。なお、これらの計画路線につきましては、今後、突発的な事態や用地測量等の調査によって、現場状況に変化が生じた場合には、見直しもありうるものであり、弾力的な執行を行ってまいりたいと考えております。

委員長

「余市川水源アイスシャーベット流入災害状況の報告について」

(水道)浄水課長

水道局から、余市川水源のアイスシャーベットの流入災害状況について、報告いたします。

去る1月8日及び1月14日の連続した低気圧による降雪や、河川への雪なだれの発生が原因と思われる大量のシャーベット状の雪が、余市川水源の取水口及び沈砂池に流入し、閉そくする事態が発生しました。このため、再三にわたり復旧作業を続け、給水への影響を回避してきましたが、見通しが極めて厳しい状況の下、14日午後9時に水道局災害対策本部を設置するとともに、その後の懸命の復旧作業にもかかわらず、14日午後11時、取水可能量が通常時の1割程度までしか回復していない状況にありました。

この結果、天神浄水場の浄水池等の貯水量から、翌15日午前7時ごろまでの水量は確保されるが、今後の事態の改善が非常に厳しい状況下で、最悪の場合には市内の約3割、北西部・中部地区の2万世帯の断水が予想される事態でありました。このため、断水予想地区につきましては、大口需要者及び病院、福祉施設などに通報するとともに、高島・祝津地区をはじめ、断水が予想される地区に、広報車による広報活動のほか、報道関係者への記者発表やFMおたる放送に報道依頼を行い、市民の方々への周知を図ってまいりました。また、天神系15か所の配水池のうち末端の高島配水池を午前8時に閉鎖し、高島・祝津地区約2,000世帯を緊急断水するとともに、午前9時ごろから同地区に給水タンク車や配給車による応急給水を行いました。

一方、未明にかけても、浄水場の貯水量が依然として減少する中、夜明けを待って閉そく箇所の位置確認を究明すべく、各接合井に、調査班を出勤させていた最中の午前8時30分ごろに、導水トンネル内に流水音が確認され、その後、天神浄水場の流入水量が徐々に高まり、改善の兆しが見られたことから、既に断水した高島・祝津地区のみに影響がとどまったものであります。

また、天神浄水場においては、水位の上昇とともに浄水作業をフル回転し、15配水池の貯水量を確保するとともに、高島配水池も送水し、赤水対策を講じながら作業を進めた結果、午後4時半ごろから徐々に解消され、午後10時過ぎに高島・祝津地区の断水が全面解消されました。

なお、今回の災害に関する問い合わせ件数は、現地対応も含め、給水件数が約510件、給水袋の使用枚数が1,200枚、問い合わせが150件となっております。

今回のアイスシャーベットの流入災害につきましては、原因の究明が不可欠であります。当面の対応としては、現地監視体制として監視カメラの増設やパトロールの強化をはじめ、アイスシャーベットの流入防止対策を早急に検討するとともに、二度とこのような事態にならないよう、水道局として最善の努力を傾注してまいりたいと考えております。

このたびは、市民の皆様方には多大なるご迷惑をおかけしましたことに対しまして、心よりおわび申し上げ、報告いたします。

委員長

「石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

(水道)総務課長

水道局から、石狩西部広域水道企業団議会の開催内容について、報告いたします。

去る2月6日、平成16年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されたところでございます。議案といたしましては、平成16年度同企業団水道用水供給事業会計予算及び企業長の給与等に関する条例の一部改正をする条例案並びに監査委員選任に関する件でありました。

この内容といたしまして、平成16年度予算についてでございますが、予算状況につきましては、資本的収入が20億8,334万5,000円、資本的支出が20億7,679万5,000円であります。業務の予定といたしましては、水道広域化施設整備事業として、送水管の布設を2,777メートル行うほか、送水管布設予定箇所測量、実施設計等でございます。

以上の議案につきましては、原案どおり同日可決、同意されたところでございます。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について、説明願います。

「議案第45号小樽市都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案について」

(建都)市街地活性化対策室 渡辺主幹

議案第45号小樽市都市計画事業中央通地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案につきまして、説明いたします。

中央通地区土地区画整理事業は、今年度ですべての工事が完了することとなりました。これにより、市街地活性化対策室の廃止を予定しておりますが、清算金における分割徴収の事務が残り、この事務を、新設する建設部庶務課に引き継ぐこととなります。

このことから、事務所の所在地を分庁舎から本庁へ変更するため、中央通地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正するものであります。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長

「議案第46号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について」

(建都)住宅課長

議案第46号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

小樽市営住宅条例の一部改正でありますけれども、条例別表第1に掲げる市営住宅のうち、オタモイB住宅については、建替事業に伴い用途廃止をするため、また、勝納住宅については、2号棟を供用開始するため、管理戸数等の所要の改正を行うものであります。また、別表第4に掲げる児童遊園については、オタモイB住宅児童遊園を廃止し、駐車場については、勝納住宅、高島住宅駐車場の増設に伴い、駐車区画数について、所要の改正を行うものであります。

まず、オタモイB住宅でありますけれども、本体工事を今年7月に着手し、平成17年8月に1号棟の完成を予定しております。このため、既存住宅は4月から解体を開始し、5月中旬には用途廃止を行う予定であります。

これにより、オタモイB住宅の現管理戸数126戸について、別表第1から削除し、公営住宅戸数合計及び管理戸数総数についても改正を行うものであります。また、児童遊園についても廃止を行うため、別表第4から削除するものであります。

次に、現在、建設中の勝納住宅2号棟35戸についてですが、本年6月の完成を目指して工事を行っており、オタモイ住宅からの住替え用のほか、一般公募を予定しております。これに伴い、別表第1の勝納住宅の管理戸数に35戸を加え、公営住宅管理戸数及び総管理戸数についても改正を行うとともに、駐車場10区画を新たに整備するため、別表第4、勝納住宅駐車区画数について、所要の改正を行うものであります。

また、高島住宅駐車場につきましては、駐車場増設に対する希望が多く、敷地を検討した結果、19区画の増設が可能であるため、駐車場の増設を8月までに行う予定としております。そのため、別表第4、高島住宅駐車区画数

について、所要の改正を行うものであります。以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

委員長

「議案第47号小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について」

(水道)総務課長

議案第47号小樽市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

このたび、国におきまして、地方独立行政法人法の施行に伴い、地方公営企業労働関係法の法令名が「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改められたこと、また、雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、適用条項の改正があったことから、本条に引用されています法令名及び引用条項に適用されている第16条及び第18条の3にかかる所要の改正を行うものでございます。

委員長

「議案第51号市道路線の認定について」

「議案第52号市道路線の変更について」

(土木)用地課長

議案第51号市道路線の認定について、説明いたします。

今回、議案として提出しました32路線につきましては、開発行為に伴い、小樽市へ帰属され、管理していたものですが、住宅もおおむね張りつき、一部を除き、除雪路線に位置づけし、実施していることから、今回、市道として認定するものであります。

それでは、認定路線ごとに説明いたします。高島かもめが丘ニュータウン通線ほか2路線につきましては、高島5丁目において橋本建設株式会社で、若竹マリンビュー通線につきましては、若竹町において有限会社トナカイ商事で、桜グリーンヒルズ上通線ほか2路線につきましては、桜5丁目において株式会社丸三新興建設及び株式会社アストロ・コーポレーションで、望洋東11号線ほか1路線につきましては、望洋台2丁目において三菱地所株式会社で、望洋台中学校通線ほか9路線につきましては、望洋台3丁目において株式会社小樽都市開発公社で、シーサイドタウン1号線ほか2路線につきましては、新光町において三共産業株式会社で、ベイビュータウン本通線につきましては、新光町において道北振興株式会社で、銭函市民センター1号線ほか3路線につきましては、銭函2丁目において株式会社都市開発で、銭函3丁目谷地川沿団地東通線ほか4路線につきましては、銭函3丁目において株式会社地崎商事で、それぞれ行われたものであります。

次に、議案第52号市道路線の変更について、説明いたします。

今回、議案として3路線を提出しておりますが、まず初めに、朝里北34号線につきましては、先ほど説明いたしましたベイビュータウン本通線の認定に合わせて、現市道の延長を減ずるものであります。銭函3丁目谷地川沿団地線につきましては、銭函3丁目谷地川沿団地東通線ほか3路線の認定に合わせて、現市道を延長するものであります。つつじ団地1号小路線につきましては、周辺の団地造成も完了したことから、現市道を延長するものであります。

これによりまして、認定と変更を合わせますと、35路線、約8キロメートルとなります。したがって、今回の認定予定分を含めると、市道は1,448路線、延長で約567キロメートルとなります。以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、民主党・市民連合、れいめいの会の順といたします。

それでは、共産党。

新谷委員

雇用保険法の一部改正について

初めに、議案第47号なのですが、雇用保険法の一部改正ということは具体的によくなるのか、悪くなるのか、その1点だけ伺います。

(水道)総務課長

今回の公営企業法の条例の改正についてでございますけれども、国におきまして雇用保険法、特に退職時の失業の日数、手当等、こういった部分で、若干、手当関係、日数関係に変更があると。こういったことで施行されたことに伴いまして、私どもも、その条例部分を受けた部分で変更しているということでございます。実際、内容は日数の短縮という部分に変更になったと考えてございます。

新谷委員

日数が少なくなり、つまり支給も下がるということですね。

北海道住宅管理公社への委託業務拡大について

提出されました資料の住宅の問題について、伺います。住宅管理公社に業務を委託するということで、委託料が予算に出されていますけれども、この内訳はどうなっているのでしょうか。

(建都)住宅課長

今回、北海道住宅管理公社に業務の委託拡大ということで、予算計上しておりますけれども、予算総額としては、2,900万円ということでございます。内訳は大きく三つほどになるのですが、一つが管理経費としまして、事務所の借上料であるとか、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、自動車経費、そういった経費で約680万円ほどになります。それから、一番大きいのは人件費になります。これは2,100万円ぐらいの経費になります。そのほか、住宅管理公社が消費税の課税団体として消費税を負担をするということで、これは120万円程度ということで、2,900万円という合計になっております。

新谷委員

何人の体制になるのですか。

(建都)住宅課長

住宅管理公社は全部で10名の体制になります。市営住宅の管理はもちろんですが、もともと道営住宅の管理をしていたということで、10名体制で市営住宅、道営住宅を全面的に管理していくということでございます。

新谷委員

機構改革で住宅課の体制が変わるわけですが、住宅課の職員は今度、何人から何人になるのですか。

(建都)住宅課長

建築課と一緒に、建築住宅課になります。住宅課の部分でいきますと、今、庶務係、計画係、管理係という体制になっておりますけれども、住宅係として1係になります。現体制でいきますと、庶務係が、現在、係長を入れて3名体制、計画係も係長を入れて3名体制、管理係が運転手を入れて6名になります。それから、嘱託員が2名という体制であります。新しい体制では、住宅係は係長を入れて6名の体制になります。

新谷委員

半分になった分を管理公社に委託して業務を行うということだと思っておりますけれども、日常的な住宅業務がスムーズにいくかどうか、これが一番の問題だと思っております。資料には、日常的な修繕の受付、発注事務とありますよね。これは1定で予算が決められて行うものだと思うのですが、この予算との関係、住宅管理公社の判断というのはどうなっているのでしょうか。

(建都)住宅課長

入居者から日常的に寄せられる要望は、例えば、水道が漏れたとか、それから何か建具が壊れたとか、そういったものが非常に多いわけです。修繕業務は大きく分けて、日常的に入居者から要望がある場合と、入退去に伴って、新しく入居する方のために修繕するといった場合があるのです。

入居者から要望が来る場合というのは、当然、緊急性を要するものですから、その修繕する箇所を調べるという場合に、もちろん現場へ行ってみるという場合もあるのですが、多くの場合は緊急性を要するので、すぐに業者に行ってもらおうという形で発注しております。住宅管理公社に委託した場合も、当然、そういった部分については、緊急性を要するということとなりますので、住宅管理公社の方で業者に連絡をとって、すぐに行ってもらおうという形になります。

それで、予算の管理の問題になりますけれども、今回の委託の部分については、そういった手続と申しますか、受付をしてもらう、それから発注をしてもらうということで、予算管理は、すべて住宅係の方で持ちますので、日常的にどのくらい使っているかということは把握できますので、それで予算的には管理ができるだろうと思っています。現在の予算に不足を来すというようなことは、今のところありませんので、もしもそういったことがあれば、また、別の方法で対処していくことになるかと思えます。

新谷委員

それから、資料の、集会室に関する事務とあるのですが、先月、新光町の方から手紙が来たと思うのです。本当は集会室でお茶を飲んだり、ちょっとしたことができたのだけれども、それがだめだということで、本当に使えるようにしてほしいという要望だったと思うのです。それらの考えが間違っていたということで、反省されているようですが、そういったいろいろな苦情、住宅あるいは集会室に関する苦情などは、今後、どこで受け付けることになるのですか。

(建都)住宅課長

今回、委託内容に、そういった苦情の受付業務というのも、住宅管理公社ということをお願いしております。ですから、苦情に限らず、いろいろな住宅に対する問題等があれば、まず、一様に住宅管理公社に連絡をいただくということになります。それで、内容によっては、その場で解決できる問題もありますし、それから住宅の根本にかかわるような問題であれば、それは当然、建築住宅課に連絡をいただいて、私どもで対処するか、あるいは、住宅管理公社と協議をしながら、公社から連絡してもらおうか、いろいろな場面が想定されますけれども、最初に申し上げたように、まず、公社に連絡をいただくという形で進めていきたいと思っております。

新谷委員

それから、家賃の決定、変更、減免手続ですが、市民が手続に来る場合に、最初は慣れないから、あちこちに行くと思うのですが、この業務はうちの担当ではないとか、あちらだとか、こちらだとかと、市民がたらい回しにされているという場面が往々にしてあるわけですが、市民が手続に来た場合、そういった心配はありませんか。

(建都)住宅課長

今回、管理委託をするときにも、基本的には一つ、市民サービスの低下にならないようにというのが根本的にございます。いろいろな形で、市民の要望だとかといったものは、今までは、私どもの方で聞いておりましたけれども、今回、委託をするということになりましたので、先ほど申し上げましたように、いろいろなことがあれば、まず、公社に行ってもらおうということにします。

それで、公社に行って解決できないという場合も、もちろんあるのでしょうけれども、その場合、「市役所に行ってください」ということではなくて、あくまでも公社で受けてもらって、そして公社から市に連絡をもらって、私どもと連携をとって、その方に伝えるということにしますので、あちらへ、こちらへという事態にはならないよう

にしていきたいと思えます。

それから、今回、入居者にも、一応、「4月から住宅管理公社の方で、いろいろな手続を行います」ということをご案内いたしましたけれども、じゅうぶんに浸透しているかどうかという部分もございますから、当面は、今までどおり、市役所の方にいろいろな問い合わせだとか、あるいは市役所に来る場合もあると思えます。当面は、「それは公社の方です」ということではなくて、市の方で受けるということもやっていきたいと。

入居者の理解が深まってくれば、すべて公社の方に移行できると思えますし、当面、そういった形で連携をとりながらやっていくということで、委員がご心配になるような事態にならないように努めてまいりたいと考えております。

新谷委員

それから、住替えがありますよね。住替えの手続はどこですか。

(建都)住宅課長

住替えの話は、まず、公社の方にさせていただきたいと思っています。ただ、住替えの要件は非常にいろいろあるものですから、決定は公社というわけにはいかないと考えておりますので、まず、受付は公社でもらって、公社から住宅係に相談をしてもらうという形になるかと思えます。場合によって、私どもからその方に伝える。あるいは、公社から伝えてもらうと、そういったことでやっていきたいと考えております。

新谷委員

それから、一番、プライバシーにかかわる部分というのは、収入申告だと思っております。それは公社で取り扱うというのはどうなのかと私は思うのです。こういうものは、やはり、市の方で行うべきではないでしょうか。

(建都)住宅課長

収入申告ですけれども、これは市営住宅の一番の根幹にかかる家賃算定のために、収入申告していただくということでございます。それで、収入の申告をしてもらって決定をするのは、あくまでも市の方で計算をします。収入申告に当たっては、入居者に書類を発送して、そして住宅ごとに取りまとめを行ってもらうという、非常に大きな作業、そういった手続的な作業がございます。今回の委託の部分は、そういった具体的な作業をってもらうということで、収入申告書の提出を公社にさせていただいて、それを取りまとめ、市に送付といいますか、持参をもらうと。

そこで、その内容を審査して、市が、家賃を決定するというにしております。そういったことで、詳しい中身の審査だとかそういったものは、引き続き、市で行いますので、秘密の保持という部分では、公社で取りまとめの際には、当然ながら書類をいろいろ見ますから、プライバシーに触れる部分もございますけれども、基本的には今、言ったように、市で管理をするということですので、公社では守秘義務というのも当然、委託契約の中でしっかり守るように、あるいは、日常的にも私どもから指導を行いますので、そういった形での秘密の保持、あるいは秘密が漏れる、プライバシーにかかわるようなことが公になるといったことがないと私どもは判断しております。

新谷委員

これからどんなことが起きるかわかりませんが、そういうことは本当に厳守していただきたいと思えます。市営住宅の大規模修繕について

それから、大規模修繕は、市が行う業務となっていますけれども、今年はこの計画はあるのですか。

(建都)住宅課長

大規模修繕、計画修繕で、既存の高層・中層・中高層の住宅等、あるいは簡易平屋建の住宅もございますので、日常的といいますか、計画的に修繕していかなければならないという部分もあります。それは毎年計画的に行っておりまして、平成16年度では具体的な場所は申し上げられませんが、例えば、ふるがまの取替えだとか、浴室の壁、湿気があるところですから、そこに防水を施すとか、それから、雨漏りといいますか、そういうものを防

止するために大々的に防水工事を行うとか、それからオタモイ等の古い簡易平屋建住宅等では、窓がまだ木製というところもございます。そういったところはアルミサッシに取り替えると、そういった修繕を行っていきたいと思っております。これは引き続き従来どおり、今後もやっていきたいと思っております。

新谷委員

かもめが丘団地では、吹雪の際に、おふるにものすごい風が入ってきて、それが一つ、二つではなくて、たいへん多くあるということで、ぜひ、直してもらいたいという要望を受けているのですけれども、そういうものもこの中に含まれますか。

(建都)住宅課長

今、委員のお話がありましたことについては、こちらの方も関係の方からじゅうぶん聞いております。それで、いろいろな対処方法をしたのですけれども、一つは、あそこはガスがまで、北ガスのリースのものなのです。寒い、あるいは、風が入るということで、ハード的にどうなのかということをお北ガスにもいろいろ確認したのですけれども、ハード的には問題がないということをお伺っております。

もう一つは、ふるがまを入れる枠といいますか、そういったものが破損している場合もありましたので、それは取り替えるということで、基本的に対処しております。全部の市営住宅ではないのですけれども、ああいう形式のおふるというのはかなりあるものですから、特に、かもめが丘団地からは、そういう要望が強いので、地理的な条件だとか、そういったものもあるのかなと思っております。

それで、対処方法としては、そういうお話があったときに、個別にお聞きをして、どういう状況なのか、そういう中で判断をしながら、工夫しながら対処するという形にしますけれども、ただ、そういった要望が多いということは聞いておりますので、今後、大規模修繕、計画修繕の中でどんな対処ができるのか、そういったことも、一応、検討課題にしておりますので、はっきりした年限は言えませんが、今後、そういったものを検討してまいりたい。どういうことができるか検討してまいりたいと考えております。

新谷委員

そういうことで、なるべく早く対処していただきたいと思っております。

下請業者の市外・市内の割合について

それでは次に、いろいろ資料をいただきました。全部は質問できないので、次回に回したいと思うのですけれども、私の方で公共事業の下請負人選定通知書というのを提出していただきました。それで、これについてお伺いしたいと思うのです。事業がたくさんあるので、何件か出してもらったわけですが、この中で一つ一つ、お聞きしたいのです。

一枚目の市道浅草線の歩道新設工事、これが4社のうち市外が3社ですよね。その次が、これは梅豊線というのですか。災害防除工事、これは4社のうち市外が2社。

それから、菁園中学校屋内運動場の新增築工事、これは8社のうち市外が2社ということで、5月の分については13社のうち市外が4社ですよね。電気設備工事は3社に対して2社が市外、機械設備は5社に対して3社が市外ということで、これだけでは判断はできないのですけれども、市外の業者がけっこう多いと思うのです。それで、なるべく市内の業者を使ってもらいたいということで、市の方も取り組んでいるとは思いますが、500万円以上の工事における下請業者の市内と市外の割合というのはだいたいつかんでいきますか。

(建都)建築課長

割合というのは、今、委員がおっしゃいました資料として提出されております下請負人選定通知書でいきますと、菁園中学校屋内運動場の建築工事、市外業者が、21件に対しての6件ですので28.6パーセント、電気設備工事で、3件に対して2件ですので66.7パーセント、機械設備工事で、5件に対し3件ですので60パーセントが、市外業者が下請人となっているところです。

新谷委員

いや、これは提出してもらった資料の中ではそうなのでしょうけれども、全体の工事で、契約管財課の方からは聞いていませんか。

(建都)建築課長

申し訳ないのですけれども、統計的な資料等は手元にございませんで、今、手元にあるのは資料として提出されております平成15年度の工事だけですので、それぞれ統計的な数字については、お答えできません。

新谷委員

私の方で聞いていたのですけれども、市内が58パーセントで、市外が42パーセントということなのです。これは全部調べたわけではなくて、10件抽出して、その結果、そういう割合なのです。どのぐらいの割合が妥当かということはちょっとわかりませんが、市外業者が意外と多いですね。それで、なるべく、市内の業者を使っただけだと思いたいと思うのです。この辺の指導というのは、工事の金額によって、契約管財課だとか、あるいは原課の方だとか、違うと思うのですけれども、そういう指導というのはしていないのですか。

(土木)建設課長

入札の工事ですけれども、500万円以下が土木部管理課、それ以上は契約管財課ということになっております。それで、その割合ははっきりはつかないのです。本当は元請、下請が100パーセント全部、小樽市内の業者であれば一番いいのですけれども、やはり、業者の方も工期短縮だとか、利益拡大だとかがありまして、いろいろな下請業者があるということで、私どもは入札のときに、設計書に特記仕様書というものをつけて、「下請人の選定や資材の調達を行う場合は、市内の業者を優先的に使用するよう配意してください」という形で設計書につけて、受注業者をお願いしております。

ただ、それが下請、孫請まで、100パーセント全部を小樽市内の業者に請負わせるということは、私どもの方では言えませんので、あくまでもお願いという形であります。

(建都)建築課長

建築工事におきましても、ただいま建設課長が答えたとおり、同じように設計書の中の特記仕様書に、「下請人の選定を行う場合は、市内業者を優先的に使用することになっている」ということを明記いたしまして、現場監督人なりが、さらに口頭で現場代理人にその旨をお願いをしているということです。

なお、契約管財課におきましても、契約時に市長名で請負業者に文書を出してありまして、「建設工事の適正な施工の確保について」という文書の中で、まず、「地元業者を積極的に活用して、雇用の安定と就労の促進を図ることを趣旨としますのでご理解ください」と、10項目にわたる項目について配慮していただきたいということで載せてあります。その中に、地元業者の優先的使用ということで、「下請負人の選定を行う場合には、小樽市内に本社を置く業者を優先的に使用するよう努めてください」と明記した文書をお渡ししてありまして、契約管財課の方でも、契約時に業者の方をお願いをしているという状況になっております。

新谷委員

原課の方で直接というか、印刷をして依頼して、その場合、この何年かの推移というものはつかんでいますか。下請の地元業者、市外業者というものが、どのぐらいの割合で推移してきているかというのは、把握していますか。

(土木)建設課長

元請の会社は把握しておりますけれども、下請、孫請までは、私どもの方では把握しておりません。

(建都)建築課長

契約管財課を通じて、今、資料として提出されております下請負人選定通知書を、我々も控えとして受けてありまして、その内容を確認しております。また、一定規模以上の工事につきましては、現場に施工体系図なりを掲示しておりますので、それらの確認も行っておりますけれども、今、委員のおっしゃる統計的にどの程度の割合で市

外なのか、市内なのかという統計処理といえますか、そういう取りまとめというのは残念ながら行っておりません。

新谷委員

市も財政が厳しいということで、いかに税収を上げるかということが、今、論議されているわけです。確かにつながり等はあると思うのですけれども、やはり、数年来の統計をとってみて、それがどう推移しているのか、ぜひ、今後の指導にいかしてほしいと思います。その点はいかがですか。

(建都)建築課長

統計的な数字をとってみるというのも一つの方法かと思しますので、行ってみたいと思うのですが、工事内容によっては、やはり、特殊な工事で、市内業者ではできない工事というものがあります。資料で提出されております電気設備工事ですとか、機械設備工事などは、特に特殊なものがありまして、そういうものが市外の業者に下請に出されているということがございます。やはり、その工事の業種ないし内容によっても、その数値比率というのが変わってくるということがありますので、もし、統計的にその数値を整理してみたとしても、その分析というものをどのように行うかということで検討しなくてはならないと思います。

新谷委員

そういう特殊な工事は別にしても、それ以外に市内業者というのはたくさんあると思うので、それはちょっとまとめていただきたいと思います。これは要望です。

工事代金の前払制度について

それから、孫請業者の、この資料にも下請代金の支払方法が書いてありまして、例えば、10月14日の菁園中学校屋内運動場の工事です。これは前払いが2社だけ30パーセントになっているのですけれども、あとはゼロと。もらっていないということなのです。こういう基準というか、これはどうしてこうなるのでしょうか。わかりますか。

(建都)建築課長

菁園中学校の工事についてのご質問ですので、私の方からお答えしたいと思うのですが、これはやはり、基本的には元請業者と下請業者との契約の中で、前払いがどの程度支払われるかということになるかと思えます。

新谷委員

それは元請と下請の話合いということですか。

それと、下請のさらに下請、孫請ですが、この支払実態はつかんでいますか。

(建都)建築課長

市に正式に出される書類は、この1次下請までの下請負人選定通知書となっておりますので、それ以下のものについては、業者名等は体系図、施工体系台帳などで確認できますけれども、支払内容までは提出されておられませんので、確認できておりません。

新谷委員

実態を聞きましたら、やはり、最近は景気が悪いせいか、支払いの方もなかなか厳しくなっているということなのです。以前は出来高に応じて現金と手形で半分、半分だったのだけれども、今は40対60と。しかも、手形も120日と長くなっているというのです。それで、小さい企業は本当にもう大変になっているわけです。

そういう点で手形は90日というものがありますよね。そういうところで指導していけないのか、孫請の場合にはその適用がないのか、その辺はどうでしょうか。

(土木)建設課長

そこまで深く介入しておりませんので、手形が何十日、それから支払期間がどうだということまで、私どもが入っていけるかどうかというのがありますので、調べてみたいと思います。

新谷委員

それから、500万円以上の場合は、40パーセント前払いしてもらえということなのですが、500万円以下

の仕事の場合、その制度がないのです。業者の方は、やはり、少しでも前払いしてもらったら、助かるという話もあるのですけれども、その点ではどうでしょうか。この制度を拡大していくという考えはありませんか。

(建都)住宅課長

前払制度ですけれども、現在、市では500万円以上の工事については、そういう形で支払っているということです。今、委員がおっしゃったようにいろいろなお話がありましたけれども、それぞれの各企業の資金繰り等の問題もありましょうし、そういった面で、今の景気状況が非常に厳しいわけですから、何とかそういった部分でできないのかというお話もじゅうぶんわかります。これは単に土木部、建築都市部の問題だとか、あるいは水道局の問題ということではなくて、全庁的に、小樽市としてどうするのかということだと思います。

それで、今後の課題になるかと思いますが、今、委員がおっしゃったような意味合いの中で、今後、500万円以下の工事について、前払制度が導入できないのかどうか、こういったことは、全庁的に検討していかなければならないと思いますし、今、言ったような非常に厳しい経済状況の中では、やはり、取り組んでいく課題であろうと思っています。

新谷委員

ぜひ、早急に検討をしていただきたいと思います。

銭函地区通学路の安全確保と段差解消について

銭函小学校で「冬の暮らしの安全のために」というマップをつくりまして、保護者に配ったということで、これはお見せしてあります。これを見ると、通学時において非常に危ないなというところがたくさんあるのです。たびたび、市教委の答弁などを聞いていますと、財政難とは関係なしに、通学路の安全は図りたいと言っているのですけれども、こういう危険な箇所は学校の方から聞き取りはしていますか。

(土木)土木事業所長

教育委員会が学校との窓口になりますけれども、小学校と中学校の校長会というのがございまして、そちらの方から毎年要望を伺っております。その中でいいますと、このような詳しい内容ではございませんが、通学路等の除排雪に関する要望等を聞いています。

新谷委員

これはたいへん詳しいマップなのです。今年は雪も消えてきましたけれども、せっかく、これをPTAの方が苦労してつくったわけですから、今年の冬から、ぜひ、改善していただきたいと思います。

それから、冬期間、交通弱者のための歩道の段差解消事業、これは緊急地域雇用創出特別対策推進事業ということで行っているのですけれども、こういうふうに地域がまとまっている場合、経済部に聞きましたら、除雪だとか、そういうのはだめだけれども、新しく地域を拡大するというのか、通学路の段差解消を行うのは、事業とダブらないから、そういう可能性はあると聞いているのです。土木部として、この地域がこういうふうにまとまっているので、地域を拡大して段差解消の事業を進めるという考えはありませんか。

(土木)土木事業所長

これは、一例ということなのかもわかりませんが、今回、「冬の暮らしの安全マップ」ということで、銭函地区の17か所くらいで、「いろいろと危険な地域がありますよ」という箇所を調べてくれまして、それがこのマップとなっております。この中身をまだ詳しく精査はしておりませんが、通学路と言われている道路の部分について表示してあります。この中で、通学路といいましても、道路にはいろいろな道路があります。基本的には道路には道路の管理者がおります。今回の道路につきましても、国道に関するもの、道道に関するもの、また市道、私道といろいろあります。

その中で、それぞれの管理者が管理している部分というのは違う部分がございますので、まず1点、今、市の方で行っています段差解消業務については、市道に関係する部分だけをやっております。ほかの管理者の方は、ちょ

っと私の方では一概には言えません。

一つは、市道に関しての実施の部分については、どのような方法、マップには、いろいろと危険な箇所を書いてあるのですけれども、それについてはどのような対応をとれるのか、その部分を一度検討しまして、その中で、言わなければ除雪で対応すべきものなのか、ほかの方法で対応すべきものなのか、その辺も見極めなければならないと思います。その段差解消業務というものに該当するものかどうか、どの程度の業務量があるのか、そういうものを見た上で、どのような方法、そういった事業手法がとれるかどうか見極めたいと思います。

新谷委員

今、段差解消事業は、市の中心部と長橋地区だけに限っていますよね。非常に偏りがあるのです。ですから、そういう点で、もっと本当は全市的に広げられればいいのしょうけれども、一度にというわけにはいかないと思うので、こういうふうに、ここは具体的に地域がまとまっているわけですから、ぜひ、広げてほしいと思うのですが、いかがですか。

土木部長

今の段差解消のお話でございますけれども、確かに昨年来から、緊急雇用対策で私どもの方でやってございます。経済部の方からも話されているかと思うのですが、小樽市に緊急雇用対策の枠組みというものが、一定の額が決められている中で、市の中で何ができるのかということで、いろいろと庁内から募った中で、私の方からしてみれば、こういったところの段差を解消するために行いたいということで手を挙げて、また、私どもとしては、人通りの多いところ、通学児童・生徒、観光客が多い、そういったところをメインにして行ってございます。

お話のように、銭函地域の中で、こういったマップもつくられているということでございますけれども、私どもとしては、事業の費用的な内容をどの程度まで確保できるのかが一つあると思います。今、所長が話しましたように、こういった形で行えばいいのかということで、これからも検討するところもあるかなと思ってしまして、来年度以降、郊外の方に拡大できるのかどうか、これはまた、経済部とも協議をさせていただきながら、検討させていただきたいと思っております。

新谷委員

ぜひ、そういう方向で、経済部では北海道との話合いだと言っていましたので、土木部として、こういう事業を行いたいということで、提案していただきたいと思うのです。

除雪ステーション間の作業格差について

除排雪に関してなのですが、今年度の第1種路線のステーション別の延長距離と出勤回数について、お知らせください。

(土木)土木事業所長

平成15年度につきましては、まだ終了しておりませんので、途中経過ということで、これからは、ほとんど雪が降らないと思いますので変わらないと思うのですが、3月初旬に調べたものがございました。

第1ステーション、これは北地域ということでございまして、塩谷、長橋、幸方面、第1ステーションにつきましては、第1種路線の延長が42.7キロメートル、今年度については出勤回数27回です。

第2ステーションは、中央地域ですが、これについては第1種路線は50.8キロメートル、出勤回数は平均して22回あります。

第3ステーション、これは朝里、新光、桜地域で、第1種路線8.4キロメートル、これは平均28回。

第4ステーション、これは銭函地域で、第1種路線は16.7キロメートルで、平均21回。

この出勤回数というのは、場所によって若干の差がございますものですから、平均の回数ですので、ご了承願います。

新谷委員

出勤回数はその間に差がないようですけれども、延長距離にかなり差がありますね。それで、第4ステーションは、第1種路線の延長が16.7キロメートル、出勤回数が21回ということで、かなり頻繁に入っているような気がするのですが、実態は非常に除雪が悪かったのです。市営銭函住宅の前も、第1種路線ですよ。あそこは「昨年と比べて除雪が悪い」という住民の苦情があったのです。

確かにカーブでは雪がどっと置いてあって、雪山で対向車両が見えない。行き交うことができないので、片方が止まって待っているという状況があったのです。そういうことで、同じ第1種路線なのに、除雪がよく入っているところと入っていないところがあったのですけれども、これは市でどのように指導しているのですか。

(土木)土木事業所長

除雪の出勤につきましては、我々、市の方、発注者側の方、今現在、業務委託にかかっています。業務委託の仕様書の中に、出勤基準を定めています。その中で、第1種路線につきましては、「連続降雪により積雪量が10センチメートル以上あったとき、又は予想され、除雪作業が必要なとき」。そのほかに、「出勤基準を満たさない降雪日が連続し、車両等の通行に著しく影響を与えるとき、又は予想されるとき」。また、「強風等により路面に著しい吹きだまりを生じたとき、又は予想されるとき」、「車両によるわだち掘れ、暖気、雨量により、路面状況が著しく変化したとき、又は予想されるとき」と。

こういう状況の中で、請負業者がパトロールで判断して、出勤するかどうかを決めているところです。そのほかに、市の方でパトロールして、不備な点がありましたら、業者に指導するよう指示しています。

新谷委員

そうすると、あくまでもステーション側の判断によるということですよ。

(土木)土木事業所長

基本的には、この仕様書に基づいた形での出勤ということです。そのほかに、先ほども言いましたけれども、苦情・要望等が、直接、ステーションではなく、市の方に来まして、それで市の方で確認して指示を与えるというケースもございます。

新谷委員

どうも、やはり、ステーション、業者に任せているというのがあるのではないかと思います。業者に任せることで、「これから除排雪がよくなりますよ」と、ずっと聞かされてきたのですけれども、今年は決してそうではないと。市民はステーションに電話をしたら、「お金がないからというようなことも言っていた」と言うのです。その辺のこともあると思います。同じ第1種路線でも、ステーションによってよくやっているところと、あまりよくやっていないところ、やはり、業者任せにしているところが問題なのではないかなと思います。排雪にしてもそうなのです。

中心街の住宅地の中通りは、早い時期に排雪をして、しかし、郊外の地域では、もう車も交差できない。さっき言った銭函ではないですよ。違うところではそういう交差ができないという、こういった格差が出ているわけです。

ですから、それはステーションに判断を任せているというところに問題があるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

(土木)土木事業所長

ステーションに任せているということですが、任せているというのではなく、市の各ステーションであくまでも一つの同じ基準を持って、市の方で提示しまして、その基準の中で行ってあります。ただし、実際には地域差がございます。地域の中でも、やはり、気象状況も違いますし、あと、細かい話をすると、除雪というのは、あくまでも雪をかき分けていくという作業なものですから、その雪を押し場所があるかどうか、そういう細かい状況に応じて、個々にいろいろと差がございます。

なるべく格差が生じないように、一つの同じ基準の下で作業をしていく。これについては、職員が行っても基本的には同じ考え方で作業するというので、業者が行ったからいい、悪い、そのようなことはない形で行っているつもりでありますし、今後もそういう形で行っていきたいと思っています。

新谷委員

ステーションの話を知ったら、自分たちの判断で排雪をするかどうかは、写真を撮って、市と協議して行うということなので、やはり、第一の判断はステーションなのですよ。だから、そのステーション、ステーションで、考え方というのですか、「ここはもう排雪した方がいいな。あるいは、ここは、もうちょっと待った方がいいな」といった差が出てくると思うのですよ。ですから、その部分をステーションが作業しやすいように、市の方でもパトロールしていると思いますから、車が交差もできないというようなことがないように、市の方で、ぜひ、指導してほしいと思うのです。

(土木)土木事業所長

車の交差の部分の話でいきますと、排雪の件だと思うのです。基本的には我々も、排雪についての基準を設けています。その基準の中で、各ステーションの方で、今、言われたように、排雪計画を持って市の方に協議をしてもらう。その中で、市の方では各ステーションのばらつきができるだけないような形でと。

おのおのの業者に任せておくと、今、言った除排雪作業のばらつきが出てくるというおそれもあります。そういうことがありまして、排雪については、市の協議事項ということで行わせてもらっておりますので、なるべく、ばらつきのないようにということで行っています。

実際には、いろいろと細かい、言うなれば協議した後、暖気が来るとか、いろいろと気象状況も変わる可能性があるのですけれども、ばらつきの少ないような形で作業できるよう、今後、協議していききたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

松本委員

臨時市道整備における路線の選定について

予算説明書の155ページです。道路新設改良費6億8,000万円。この緊縮財政の折から、土木費として、人件費以外では除雪費の9億6,080万円に続いて、6億8,000万円と金額的には今年度予算では高額になっています。それで、その6億8,000万円、一般事業で5億円、それから、交付金事業1億4,000万円、地方特定道路整備事業2,200万円、単独事業で1,800万円、足して1億8,000万円。5億円と1億8,000万円が6億8,000万円ということだと思います。

それで、ただいま説明を受けました臨時市道整備事業施行計画書は、この5億円の方になると思います。それと地方特定道路整備事業の1億8,000万円と、分けてお伺いをしていきたいと思っています。

臨時市道整備事業、本年度は38路線ということでありまして。5億円のうち1億円がゼロ市債ということですが、改めて、ゼロ市債は、どこの9路線か、番号でお知らせください。

(土木)土木事業所長

ゼロ市債の件についての番号でありますけれども、12番、13番、14番、17番、21番、23番、24番、29番、31番です。

松本委員

ゼロ市債の分は、全部ここでは継続なのですよ。それで、1億円がそういうふうに使われる。それで、一般事業の5億円、今年38路線と減っていますので、1路線単価は逆に増えているのではないかと思います。それで、38路線のうち、継続が23路線で新規が15路線です。新しく臨時市道整備事業施行計画書に載ってきたのが15路線と非常に狭き門なのですけれども、臨時市道整備で新規路線を選定する際には、どういう基準で選定しておりますか。

(土木)土木事業所長

最初の段階では、我々の道路パトロールや地域住民の要望、そういうもので、まず、我々がピックアップしまして、そのリストをつくって、その中で通行量の多いところ、公共施設や学校等があるのかどうか、あと、現場の方で見たときに、例えば、側溝が傷んでいた場合は維持補修で対応するという方法もございます。舗装の場合も維持補修でオーバーレイ、上からかぶせるという手法もあります。あとは関連事業、緊急性、事業効果などを検討して決めさせてもらいます。例えば、水道の事業計画、下水道の事業計画といった関連事業があるかどうかということで決めています。

松本委員

いろいろな要素で決めているのでしょけれども、裁量が入りうる5億円を自由に使える感じでないかなと。我々はお願ひ、要望をして、ひたすら、これを待っているわけです。以前、松村部長のときか、「要望があったら出してください」と言うから、私はかなり出したのだけれども、1本もこの中に入ったことがないのです。

それで、二、三年前、要望していた路線が入っていたから、町会長のところへ行って、「今年は、ここをやりますよ」と言ったら喜ぶと思ったら、「何でこんなところをやるの」と。「町会としてはもっと違うところを要望しているのです。そちらの方を先にやってくれないのですか」というようなこともあるのです。だから、本当にどこが緊急性があるのか、あるいは老朽度がどうなのか、非常にこれは微妙な選び方であるわけですし、そういう面で、今年のこの38路線のうちの15路線を新規に選定した自信のほどをお聞かせください。

(土木)土木事業所長

この臨時市道整備も含めて、道路の整備というのは、市民の要望が非常に多いのは事実でございます。今回、38路線を選ばせてもらっていますけれども、実際にこれを選ぶまでの、基礎データというのものはその何倍もございます。当然、その挙がったものの中で、全部を臨時市道で行うのか、そのほかの整備手法、これは先ほども言いましたけれども、維持の手法がとれる場所があるのか、基本的には緊急のものであれば維持で行うという部分的なものではそういう手法もあります。またそのほかに、補助事業とか、他の交付金事業、そういった事業も、手法がございます。言うなれば、財政上の負担のかからない方法をとれないのかという検討もしております。

地域的に言いますと、春香地区とか向こうの方で、松本委員からも、「水道とか下水道事業、そういう他の関連事業に合わせて、道路の整備を行えばいいのではないか」というお話もあったところでございます。

今回は、そういうものを含めた形で整備を行っております。水道整備に合わせた事業や、また、下水道整備に合わせた事業も行っておりますので、予算がたくさんつけば100パーセントできたのですけれども。

私としては100パーセントとは言えないのですけれども、それがこの前年度並みの予算の中でやっていますので、及第点はもらえるのかなと考えています。

松本委員

どうしても要望などを受けつけますと、除雪もそうですけれども、自分の家の前がよくなればいいという人の方が多いですから、そういう面ではたいへん難しい選定になるのではないかと思いますけれども、緊急性、老朽度など、いろいろと検討して、適切なる効率的な新規路線の選定をお願いしたいと思います。

道路新設改良費と市道星置山の上線拡幅工事について

それでは次に、1億8,000万円、地方特定道路整備事業なのですけれども、星置山の上線と朝里東10号線と軍用線の3路線で、この1億8,000万円だと思います。そのうち事務費も760万円入ると思いますけれども、この3路線の内訳をお願いいたします。

(土木)建設課長

道路新設改良費ということで、本数的には4本見ているのですけれども、星置山の上線、これが9,500万円、朝里東10号線が6,000万円、それと軍用線が2,200万円、それと富岡のちょうど砂留の方に曲がる場所なのですけれど

も、これの調査測量ということで300万円、合計で1億8,000万円という形で道路改良費は見ています。

松本委員

軍用線が2,200万円ということですが、軍用線というと、非常に長くて、いろいろなところがあるのですね。軍用線のどこですか。

(土木)建設課長

今、街路の礼文塚線の工事をしております、今年80メートルを行いますと完成になります。それで、礼文塚処理場の方におりていく道路があるのだけれども、一応、一部つけ替えしなければならないということで、その改良費でございます。

松本委員

下水道本管をポンプアップするのに、その道路を改良するのですか。それとは関係ないのですか。下水道をポンプアップして銭函1丁目の方に上げますよね。その関連の道路改良ということですか。

(土木)建設課長

はい。

松本委員

そうですか。それで、星置山の上線、これは9,500万円がついていますけれども、平成16年、17年と2年間でやるのですよね。

(土木)建設課長

そのとおりです。

松本委員

9,500万円というのは今年度の分ですか。

(土木)建設課長

そうです。

松本委員

それで、この市道星置山の上線ですけれども、平成10年の1定だから、今から6年前に、私は、「銭函インターチェンジの拡張工事に伴って、星置山の上線の既存市道も拡幅整備すべきではないか」ということで、建設常任委員長報告にも載っているのだけれども、あれから延々と6年がたちました。その延長路線ということでいいですか。

(土木)建設課長

今の銭函インターチェンジの入り口から、だいたい450メートルの間は、日本道路公団で施工していただいて、あと残りの340メートル、これを市が施工して、今の区画道路、8メートルの道路ができております団地の入り口くらいまでを拡幅するという計画でございます。

松本委員

8メートルは区画道路で、こちらに回る道路、6メートル道路が日本道路公団でつくるのですけれども、6年前に私がお伺いしたときは、「6メートル幅でどんと来ると。インターチェンジをおりた人がどんどん入って行って、既存の市道のところまで行ったら、狭くなったところが3.5メートルしかないわけですから、それでは危ないので、ぜひ、拡幅整備してはどうか」という意見を述べたのですけれども、それ以来、音さたがなくて、6年ぶりによく予算がついたというのか、何か突然出てきたような、道路公団があそこの工事を始めたから、それでは小樽市でもやろうかということになったのか、これまで6年間の今回の予算がつくまでの経緯について、教えてください。

(土木)建設課長

細かい経緯はわからないのですけれども、JHで今年から朝里インターチェンジの雪氷基地を銭函インターチェンジに移設するというので、銭函インターチェンジの海側で造成工事を行います。それに伴いまして、つけ替え

道路ということで、今年から道路を施工していくと。

それで今、委員が言われましたとおり、道路の中程がすごく狭くなっております。ただ、そこを放っておくわけにいかないと。奥の方にもいろいろな団地がありまして、交通量もたいへん多くなってきております。それで、今まで寝ていたわけではなくて、けっきょく今、JHで工事を行うに伴いまして、市もそれに一緒になって先へ進めていこうという考え方です。

松本委員

それで、平成10年3月6日に、道路公団があそこの地先の住民に説明会を開いた。市からはだれも行っていなかったですけども、説明会を開いた。それで、あときは市にここで質問をしたら、「あまりよくわからないので、企画部に聞いてほしい」といった感じだったのです。それで、地先の住民に「どうなっているの」ということで聞かれて、私もここで聞いたのですけれども、今回は逆に地先の住民に「山側が広がるよ」と、教えてもらっている状況なのです。山側を拡幅するというところでよろしいのですか。

(土木)建設課長

位置によって海側になるところもありますし、山側になるところもあります。それで今、道路拡幅に伴う用地測量などを行いまして、拡幅線が出てから、沿線住民の方々に説明会を開きまして、今年は用地補償だけ。それで来年から工事にとりかかっていきますという説明会を行っていきたいと考えております。

松本委員

予算の決まらない前に説明会を開くといろいろあるようですので、ある会などでは、もう自分のところの会報に載せてお知らせしているところもありますけれども。そういうことで、後から、また、いろいろと詳しくこの工事についてはお伺いをしたいと思います。6メートル道路になるのですね。

(土木)建設課長

現在、幅員がばらばらで、だいたい4メートルくらいなのですが、標準の幅員としまして6.5メートルを考えております。

松本委員

ぜひ、立派な市道をつくっていただきたいということをお願いして、私の質問は終わります。

佐々木(茂)委員

何点が通告してございます。簡単なことだと思いますので、お聞きをさせていただきたいと思います。

水洗化促進事業について

まず初めに、水洗化促進事業について、お尋ねをしていきたいと思います。

水洗化に向けて、戸別訪問をされたという実績がございしますが、これらの実施状況について、どんなことでどういう内容だったのか。

(水道)下水道事業所長

測量のときは、「工事に入るときに、こういう工事を行います」と、地先の住民にお話をします。それで、「供用開始になった場合には、こういうお金がかかります」という話になります。下水道本管が入った後に、それぞれ設備工事というのですが、本管から自宅の中までの工事であるとか、これについて、だいたい、いつごろ行うか、そんな話をしておりますし、また、それとは別に、供用開始になりましたら、設備業者、これは私どもの下水道の指定業者でございますけれども、業者がそれぞれのお宅を巡回しまして、今度こういうことで水洗化になったという説明をしている。下水道につなぐかどうかという話をしております。その中で水洗化を進めるにあたって、貸付事業等がございしますので、この辺を説明しまして、それでその指定業者を通して、私どもの方に確認をしていただいで進めていくという形になってございます。

佐々木（茂）委員

その指定業者が、戸別訪問をして工事を行うということなのですね。それで、平成14年度の実績ではどのぐらい巡回したか、把握されておられますか。

（水道）下水道事業所長

巡回の件数は、私は押さえてはおりません。ただ、それぞれに供用開始した戸数というのがわかりますから、それについては説明会で、今、話しましたように、皆さんに通知を差し上げ、また、説明会に来られなかった方についても、これは封書で、水洗化促進についてお願いをしているということでございます。供用開始になる箇所全部を、私どもは状況によって、短期的には、まだ本管が入っても地形的に問題があるので、もうちょっと待ってくれというところもございますけれども、それ以外のところについてはすべて通知しております。そのうちで何件接続したか、それぞれ確認しておりますけれども、だいたい1,000件ぐらいになります。

ただ、この1,000件というのは市内全域の数でございまして、今、塩谷地区を中心に進めているわけで、このうちの9割くらいは塩谷地区でございまして、それ以外のところについても、今、整備が終わっているところですけども、塩谷地区以外のところでも、逐次、通知しております。そういう形でお願いしているところでございます。

佐々木（茂）委員

実施状況とか設置状況について、お伺いしようと思ったのですが、塩谷地区が90パーセントということでお答えをいただきました。

水洗便所等改造資金貸付事業について

次に、水洗便所等改造資金の貸付について、利息のことなのですが、処理区域の告示後3年以内の工事については無利子ということですが、3年間を経過すると有利子ということですが、現在、利子は何パーセントで、どういう形になっていますか。

（水道）下水道事業所長

年利0.2パーセント、月利でいいますと0.016パーセントとなります。したがって、私どもは最高限度額を50万円ということにしてございまして、この50万円を借りるとということになりますと、これは50回返済になってございまして、この有利子の部分、利子の部分でございまして、利子そのものについては2,020円ということで、今、金利の非常に低いときでございまして、貸付制度、これも整備をたくさんしていったところでは、たくさん利用がありますけれども、今、少し傾向的に見ると落ちてきているのかなという気がいたします。

佐々木（茂）委員

水洗化、今、最高50万円とお答えいただきまして、利息も2,020円という程度だということは承知いたしました。それで、この50万円を借りると、水洗化できることになるのでしょうか。

（水道）下水道事業所長

それぞれ、今、いろいろな便器などが出てきておりますし、とりつける家によっては、家そのものの老朽化が進んでいるとか、そんなことで内部の補修の仕方が、それぞれ各家で違うわけです。だいたい平均的に見ますと、内部といたしますか、トイレの壁、そのくらいまで直して65万円くらいが平均的なところと押さえてはおります。

街路灯維持管理助成について

次に、街路灯助成のことについて、お伺いをいたします。市民の皆さんの要望があるところでございますが、今回の総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」第3次実施計画にのってございますように、年次計画が示されてございます。一番問題なのは、事業費がこのまま継続されるのかということでございますので、簡単にこのまま3年間は進むのか、現況どおりですよということなのか、その点をお伺いいたします。

（土木）管理課長

街路灯維持費補助金、特に、電気料に該当します助成金につきましては、平成15年度、今年度といたしますが、財

政状況を受けまして、前年で5,300万円、その金額について、街路防犯灯組合と協議しながら5,000万円にしていた
だきました。今後につきましても、平成16年度、今、計上していますのが5,000万円ということで、いわゆる影響が
大きいということで平成15年、16年は同額を計上させていただいておりますが、平成17年度以降につきましても、
こういう財政状況の中では、何とかもう少し減額せざるをえないのかなという私どもの考えではございますが、今
後とも街路防犯灯組合に話していきたいと考えています。

佐々木（茂）委員

街路防犯灯組合もそういう形の中でお話をさせていただき、また、電気料金が北電の支払いでございますので、電
気料金が下がれば、当然、補助というか、助成も減るということだと思います。

小樽公園の再整備について

次に、小樽公園の再整備について、どのような実施計画を予定をされているか、お伺いいたします。

（土木）公園課長

小樽公園の再整備については、今現在、準備中ですけれども、新年度に入りまして、まず、市民の意見を聞こう
ということで、懇談会開催のお知らせを4月1日に市の広報に掲載するというので進めてございます。

佐々木（茂）委員

今、4月1日に広報でお知らせするというのでございますが、これらについて、進め方について、審議会など
の計画はございますでしょうか。

（土木）公園課長

第1回目の市民懇談会の時期としては、一応、ゴールデンウィーク明けを考えてございます。そこで市民懇談会
を開きまして、多くの市民に参加をいただきまして、どういう要望があるのかを、まず、集約していかなければ、
計画そのものが成り立っていかないだろうということで、今、懇談会開催に向けて準備してございます。

佐々木（茂）委員

公園に関連してでございますが、3月11日に「小樽公園こどもの国、市はもっとPRを」という新聞記事が掲載
されました。この公園の再整備の中で、小樽公園こどもの国も整備の選択肢の中に入るのでしょ

（土木）公園課長

今、私どもが考えて、これからまた、市民の方々のご意見を伺わなければならないのですけれども、まず、基本
的には小樽公園全体をとらえた中で、当然、こどもの国の問題、それから公園内の道路、駐車場の問題、そのほか
市長への手紙だとか、いろいろと議会で出ております問題等がございますので、それらを包括して、多くのご意見
をいただいて方向性を定めていきたいと考えてございます。

佐々木（茂）委員

市営住宅家賃の滞納整理について

私の方でお伺いしたいと思ったことが、先に住宅課長から報告がありましたが、住宅管理公社への業務拡大につ
いて、私は、どのように拡大されたのかという観点でお伺いしたかったのですが、この資料をいただきまして、ほ
とんどわかりました。

そこで、2点ほどお伺いいたします。提出資料の市が引き続き行う業務の 滞納整理、悪質と書いてございま
すが、この内容について、もう少し詳しくお願いします。

（建都）住宅課長

滞納整理の中身、悪質と書いてあります中身ですけれども、滞納にもいろいろな理由がございまして、こちら
も交渉で苦勞するところなのです。一応、月末に家賃の納期限といいますが、口座振替であれば、月末に引き落とし
になるのですけれども、何らかの理由で口座残高がない場合がある。それで、こちらとしては、そういった不注意
といいますが、そういった際には、まず、不落通知というのが出ますので、不落通知を送る。それで、その次に督

促状も送ります。送った不落通知には納付書がついていますので、それで納付していただければいいのですけれども、それでも納めていただければ、督促状を送る。督促状を送っても、さらに納付していただけないという場合、いよいよ、直接電話をして、どういう理由か聞いて、納付をいただくという形になっております。

それでも納付いただけない場合は、実際に集金に行くとか、会社に行くとか、あるいは保証人の方に連絡をします。こういう形でほとんどの場合、ここまで来ると納付はいただけるという形になっております。

しかしながら、いろいろな事情の中で、納付いただけない場合もございます。納付の計画だとか、例えば、分割でお支払いいただく、そういうご相談だとか、場合によっては、保証人の方に支払っていただくとか、そういったことがございますので、入り組んだ事情の場合は、市が直接、それ以降対応した方がいいだろうと考えておりますので、日常的な不落関係については公社の方で、今、言ったような非常に複雑な事情がある場合は、市の方で、今後とも対応していくということで、悪質という表現が適切かどうかは別にしても、そういう内容でございます。

佐々木（茂）委員

それで、今、ほとんどそういう形で、短期間に回収されるということをお伺いいたしましたが、悪質うんぬんということは別として、現在、どのぐらいの滞納件数がありますか。おおよそいいですが。

（建都）住宅課長

平成14年度で、だいたい収納率99.7パーセントで、金額にして170万円ぐらいが収納できなかったと。現年度でいけばそのぐらいの率です。ですから、件数的にはそれほど多くはないということでございます。ただ、そういう残ったものについては、粘り強く交渉しないとなかなか収納できないものですから、先ほどの繰り返しになりますけれども、そういったものについては、市の方で交渉していくという形になるかと思えます。

佐々木（茂）委員

それと、資料の 、この収入事故というのはどういうものなのでしょうか。

（建都）住宅課長

家賃の納付の際に、支払う時期を間違ったとか、早めに支払ってしまったとか、そういうことがあると、調定を上げていない場合もあるのです。そうすると収入事故ということで、調定が上がっていないのに収入があったと、そのようなこともありますから、こういった収入事故については電算処理しますので、それは市の方で行っていくということでございます。

佐々木（茂）委員

組織機構の見直しについて

次に、組織機構の見直しについて、先日、武井委員も触れられておりましたが、若干、私の観点は違いますので、お伺いをしたいと思います。

今回、組織機構の見直しの中で、私も議員になって1年という期間が過ぎるのでありますが、今回の改革の中で、管理職も削られ、予算も見直されるという現状になってございます。職員の方にしたら、非常にやりきれないのではないかなという思いです。私は皆さんが一生懸命働こうと思っているのに、職員数が減らされ、そして予算も削られるということでございますので、この辺について、何か私としてはやりきれない思いでございます。

ですから、先ほど、話の中に、住宅管理公社への業務委託ということもございました。これもいわゆる外部への委託ということで、職員の配置替え等、それから人員の削減というものがあるのかなとは思いますが、サービスの低下にならないことはもとより、市民の側に立った行政ということが望まれると思えます。

建設常任委員会が、今度4月からですと、所管の部が建設部と水道局の二つしかないわけです。その辺のことに、総合的に何かご意見があれば承りたいと思えますので、お願いします。

建築都市部次長

今回、土木部と建築都市部が統合になって、新たに建設部ということになりますけれども、それぞれの今まであ

った部の中で、課は統廃合も行いますし、それから建築都市部の所管では、まちづくり推進室というものを新設いたしまして、確かに総体的に効率的に業務ができるという部分でメリットもございます。

ただ、今、お話になりました建設常任委員会ということで申し上げますと、新しい建設部で、今までよりも業務が減るといふ部分はございません。逆に、まちづくり推進室を設置ということで、企画部の方から若干、業務が来るということもありますから、中身的にはさほど変わらないのかなと。ただ、最終的に一つの部になることは事実でございますから、そこら辺は議会の方で判断されることだろうと思います。私は中身的にはそう変わらないだろうと考えてございます。

土木部長

今、土木部と建築都市部の統合で、建設部ということで体制の変化、組織の見直しの感想ということでございますけれども、従来から、小樽市の職員が他都市の職員に比べて多いということが言われているわけです。それに伴いまして、当然、この経済状況の中、そして小樽市の財政状況から、市としては健全化の中で、市民にわかりやすい、そしてスリムで効率的な行政という大きな目標を持ちながら、一昨年来から、いろいろな会議の中でも、そういう議論をしてきているわけでございます。

そうした中、今、お話にありましたように、市民サービスの低下はもとより、市民の方々に迷惑をかけないような形でスリム化をしていこうと。そしてまた、財政事情を何とかクリアしていこうということで考えた中で、今回、それぞれ持っている各部の業務の中身を再点検し、共有できるものは一つの組織体の中で、横の連携をとりながらやっていけるものとはということも含めて検討した結果、こういった新しい組織になったと思っています。

その中で、一つは、市民サービスの低下、これはあってはならないことですが、今、お話がありましたように、それぞれ、部、課が減るわけですが、この在り方につきましては、今、次長から話がありましたけれども、それぞれ、今度の議会の方で議論されるのだろうと思っています。何としても私どもとしては、市民に迷惑をかけない行政を行っていこうという気持ちで取り組んでいかなければならないと思っています。

佐々木(茂)委員

先ほども触れましたが、入札制度チームというのがございます。今度、市長の提言の中では、行ってきたいということで、これについての建築都市部、土木部のかかわりはどうなるのでしょうか。

(土木)管理課長

本会議で、入札にかかわる市長の答弁がありましたけれども、入札につきましては、500万円以上を基準として、全庁的な部分は契約管財課と、あと500万円以下の部分について、現在の土木部では土木部の中で発注する、建築都市部は建築都市部の中で発注するというところでございます。

落札率が高い、公正で透明な入札、こういう観点から、ここ数年来の中でも、予定価格の公表を含めて、いろいろと検討されて実行されております。今後につきましても、いろいろな状況を踏まえて、建築都市部と土木部が統合され、新たな建設部ができますので、金額の割り振りがどの程度になるかわかりませんが、当然、部内でも検討すると。全庁的にも、担当者レベルの会議、あるいは課長レベルの会議も含めて、今後、よりいっそう透明性を高める、あるいは落札率の高さ、そういうものがどの程度改善されるのか、この辺を検討していくという流れになると思います。

佐々木(茂)委員

私が危ぐするのは、やはり入札、落札率が高いということで、専門家の方が張りついてきちんと推進していくことを望むわけでございます。

最後になりますが、市内の中学校でも去る3月15日に卒業式が行われました。そこで、長年にわたり勤務をされ、この所管の中での卒業者といたしますか、今年の3月をもって退職される方がおられます。3名おいでになりますので、感想といたしますか、何か思いがございましたら、お一人ずつ順次、お聞かせをいただければと思います。

まず、こちらの伊藤次長の方から、順番に一人ずつ、次、岩戸室長、それから高谷所長ということで、思いがありましたら、せっかくでございますので、これでお別れみたいな形ですから、お聞かせいただけたらと思いますので、お願いいたします。

委員長

建築都市部次長、伊藤勝利さん。

建築都市部次長

私は昭和37年4月2日採用ですから、42年の勤続になるわけですがけれども、長いようであつという間に過ぎたなというのが一つの感想です。実は、退職する際には、すがすがしい気持ちで退職するのが一般的だろうと思うのですがけれども、今回、私は三つほど気がかりなことがございますので、申し述べたいと思います。

一つは、先ほどの佐々木茂委員もおっしゃっていましたが、職員の士気の問題が一つあるなと思ってます。今回の機構改革でポストが少なくなる。やはり、昇格者が少なくなるだろうと思いますし、ご存じのとおり給料や手当、退職金も削減されるということがあって、何とか今の30代、40代の方に頑張っていただきたいというのが一つあります。

もう一つは、先ほどの建築都市部と土木部の統合問題です。これも私はずっとかかわってきましたけれども、初めてのことでございますので、統廃合、これはひとつうまくいってくれればいいというのが二つ目です。

三つ目は、この本会議でご質問を受けたのですがけれども、小樽駅前の第3ビル、これは私としても再生開発が必要だと思っていますので、何とかこれがうまくいってほしいなど。こんな気持ちで、今いるところでございます。

委員長

続いて、土木部用地管理室長、岩戸俊明さん。

(土木)用地管理室長

私は昭和43年に市に奉職しまして、保健衛生21年、それから公害・環境行政が13年、土木行政が2年の36年間勤めさせていただきました。市民の皆さんに対しては、何となく縁の下の力持ち的な仕事をしてきたのではなかろうかと。夜中に何百回という検査や測定をやりました。それが印象に残ってございます。それから、議員の皆様にはたいへん難しい問題、ご質問をいただきました。私も勉強させていただきまして、感謝申し上げます。たいへんお世話になりました。

委員長

長い間、どうもご苦労さまでございました。

それでは続いて、水道局下水道事業所長、高谷建二さん。

(水道)下水道事業所長

私は昭和41年に市役所に入りました。たいへんすがすがしい気持ちで入ってきました、行く行くは市長になろうかなという気持ちがなかったわけではございません。そんな本当に淡い気持ちというか、そんな気持ちで入りました。私は土木屋でございますので、土木の道、主に、今、この建設常任委員会所管であります三つの部、それと港湾部、これが主な部署でございました。それであと企画部の方で、いろいろと総合計画の仕事をしております。それから、港湾部にいたときには、石狩湾新港の建設ということで、石狩市と道の職員と皆一緒に仕事をさせていただきました。

振り返ってみますと、補助事業が多かったものですから、なにせ、国・道との関係もございまして、補助金をもらうために、お金はただではくれないなど。書類を提出するについての時間的な制約だとか、それから道・国のパイプ役になって対応したとか、そのようなことがございました。その間、いろいろと皆様にお世話になりました。

今ここに土木事業所の関野所長がいますけれども、「坂の街おたる冬プラン」は、私も一緒になってプランを策定したり、現在もロードヒーティングの関係をいろいろ言われていますけれども、反省材料も、今、ないわけではご

ざいませぬ。そんなこともございましたし、いろいろな部署で皆さんのお力をお借りまして、今日まで来たなと思っています。

私は表現力が豊かではないものですから、議会の中で皆様にご迷惑をかけたこともあるのでないかなという反省をしておりますけれども、この38年間、たいへんお世話になったということを感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

佐々木（茂）委員

本当に長い間、ご苦労さまでございました。本当にありがとうございました。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時10分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

武井委員

先ほど、ごあいさついただきました方々、本当に長い間ご苦労さまでございました。この方々にはできるだけ質問が当たらないように、質問をしたいと思います。

住宅管理公社への委託業務拡大について

まず、ご説明していただいた問題から、順次、質問させていただきたいと思います。住宅管理公社への業務委託の問題からです。

これは皆さんがお聞きしていたようですけれども、3点だけ聞いておきたいと思いますが、一つは、引き続き小樽市が行う計画修繕、大規模修繕と、委託するところの日常的な修繕なのですけれども、この区別はどういうふうにするのか。金額が何かで決まって、ここまでは市がやるよと、これは委託するよと、こういうふうにでもするのか。大規模修繕だとか、小規模修繕だとか何だか知りませんが、市が行うもの、住宅管理公社が行うもの、この区別はあるのですか。

（建都）住宅課長

日常的な修繕というのは、何回も申し上げましたけれども、例えば、水が漏れたとか、何かが壊れたとか、そういったものです。今現在、住んでいる住宅に何か不都合があって、入居されている方から連絡があって修繕をする。それから、入退去にかかわって、新しく入居する方のために、畳を表替えしたり、あるいは塗装をかけたり、壊れているところを直したりと、そういったものが日常的な修繕に該当するものでございます。

計画修繕というのは、まさに大規模修繕という意味合いで申し上げたのですけれども、住宅そのものを維持するために、行政、小樽市として修繕しなければならないもの、例えば、先ほど申し上げたように、建物全体の防水をどうするのか、それから、お風呂がついているところであれば、それをどういうふうに取り替えていくとか、壁が非常に古くなったと、見た目も悪くなったので張り替えるとか、経年変化の中で排水設備を計画的に修繕しなければならないなど。そういったものを計画修繕、大規模修繕と言っておりまして、住んでいる方が日常的に要望してくるものについては、これは連絡があればすぐ直すと。それから、行政として、建物を維持するために必要なものについては計画的に行っていくという意味合いで、計画修繕、日常的修繕と分けて考えているところです。

武井委員

続いて、同じく委託をする業務、資料の、駐車場の問題なのですけれども、この駐車場について、これは今、3ナンバーだとか大きな車が出ている関係で、トラブルが起きていると聞いています。市営住宅はみんな駐車場がなければならないことになっているわけですが、その駐車場の広さというか、今のところ3ナンバーの車が入るようにはなっていない。ところが、みんな、今、そういった大型の乗用車を持っているわけです。それで、非常に住民同士でトラブルが起きているということを聞きました。「どうすればいいのだ。私は、もう車も買ってしまったのだし、どうしようもない」ということなのです。

住宅管理公社に駐車場の業務が委託されるようですけれども、そういう面についての指導方というか、今後、大型乗用車の駐車場をつくるスペースの問題なども含めて指導はするのか、しないのか、指導すべきだと私は思うのですけれども、いかがですか。

(建都)住宅課長

大抵、住んでいる方も車をお持ちでして、最近、車も大きくなっています。従前は「5ナンバー車しかだめです」と言っていたのですが、ご承知のとおり3ナンバー車も増えてきておりまして、近年は、3ナンバー車も許可をしております。ただ、3ナンバー車もいろいろな大きさがありまして、かなり大型車もありますので、それは周りの方に迷惑をかけますので、長さ5メートル、幅が1.8メートルを超えるような大きな車については、ご遠慮願っているということでございます。

それで、以前、5ナンバー車に限っていたときには、かなりトラブルがあったと聞いておりますけれども、少し大きめの車も許可をするようになってからは、今、言ったようなトラブルというのは、ほとんどなくなってきたと聞いております。

今後、委託後も、当然、今のままでいこうと思っています。それで、極端に大きな車というのは、やはり、共同で住んでいるという市営住宅の性格もございまして、今の基準ののっとり、あまり大きな車については、ご遠慮願うという形にしたいと思っております。そういった指導をするということで、住宅管理公社にも話をしているところでございます。

武井委員

これはそう言ったって、抽選で当たって入居しようと思ったら、この車はだめだとなったら、非常に困るのですよね。そうすると、では、入居基準といいますか、入居するときの条件の中に、こういう人はだめですよとするのか、ペットはだめだとか、自動車はこれ以上の大きさはだめだとかという規制をするのかどうなのか。そのところを私は指導すべきだという意味で言ったのですけれども、いかがですか。

(建都)住宅課長

規制をするという面では、今現在、規制をしております。入居に当たっては、もちろん今、そういったような「駐車場のスペースが限られておりますので、あまり大きな車については駐車することはできません」と説明しております。自分が持っている車が大きくてだめだといった際に、文句を言われることはないと考えておりますし、また、やはり、共同で住むという性格がございまして、そういう車については、周辺で駐車場をお探しいただくしかないと思っております。

武井委員

そして、こういうトラブルが起きたときは、市の方で受け付けるということでもいいのですか。

(建都)住宅課長

入居に当たっての説明については、住宅管理公社の方で行っていただきますので、一義的には住宅管理公社で説明をしていただくということになります。ただ、入居される方で、どうしても市の説明を聞きたいということがありましたら、そういう場合は、市の方でこういう取り決めの中でやっているということ、じゅうぶんに説明させ

ていただきたいと思えます。

武井委員

今のような問題は、住宅管理公社で受けますよということですね。

市営住宅家賃の滞納整理について

その次は、家賃の滞納整理の問題で、先ほどご質問があったようですけれども、私は滞納整理で、これは住宅の家賃ばかりでなくて、「そういうお金については、グループ制を導入しなさい」と言ったら、市長は「検討させていただく」という答弁なのですが、提出資料の市が行う業務の中に 滞納整理、悪質というのがありますけれども、これに関して、グループ制の導入を考えていますか、どうですか。

(建都)住宅課長

今回、委託をする中では、滞納整理についても住宅管理公社に委託と考えておりますので、市のほかの例えば、

武井委員

いや、滞納でない。引き続き小樽市が行う業務の中に滞納整理、悪質と。

(建都)住宅課長

悪質ということに該当する部分では、全庁的な議論をまだ行っていない段階でございますので、今の段階で、そのグループ制の導入といったことについて、こうしますとは言えませんが、全庁的に、今、そういったグループ制ができないかという協議をするということになれば、当然、市営住宅家賃の滞納整理についても、そういった中で検討することになるだろうと思っています。

武井委員

せっかく、建築都市部と土木部が一緒になるという大改革があるわけですから、この機会に家賃の滞納整理についても、三人寄れば文殊の知恵のグループ制を、ぜひとも検討して導入してほしいと思いますが、部長はいかがですか。

建築都市部長

今、住宅使用料の滞納整理については、近年、職員も個別に努力する中で、かなり改善されてきている経緯がございます。ただ、そうは言いましても、滞納がゼロになっているわけではございませんし、また、新たにそういう対応せざるをえないような状況もまた、生まれてくるということもございます。庁内、いろいろな部署でも、それぞれの手数料等の徴収を行うので、特性はいろいろあるかと思っています。やはり、その特性なりを熟知した上で対応するというのが大事な部分だろうと思っています。

そういう意味では、一般的には、この担当する部署の責任なり、情報処理の中で対応できるものは対応していく。

ただ、今、おっしゃったような形で、いろいろな情報の把握ですとか、また、いろいろな手法なり、法的な問題もございますので、そういう部分での対応が全庁的に必要になってくる部分というのが、出てくるかと思えますし、また、最終的に滞納ゼロに向けた滞納対策ということでは、より改善する部分もあろうかと思えますので、必要があれば対応はしていきたいと思っております。

武井委員

財政危機を迎えているわけですから、この際、ぜひとも高収納率になるような研究をしてほしいと思います。

余市川のアイスシャーベット流入問題について

それから、余市川のアイスシャーベット流入の問題です。先ほどの説明の中で、何としても原因究明が不可欠だということで結ばれていました。私は、これはもうあの当時、大まかな原因はわかっていたのではないかと思っています。今回、雪崩がおきて、それがシャーベットみたいになってしまうという事態であったのではないかと。私は、これが大きな原因でないかと思っているのですけれども、いかがですか。

水道局次長

報告の中でも、雪崩によるという言葉を使いまして、恐らくはそうでないかと。山の中ですから、雪崩がどこでおこったかという原因はつかめませんが、雪崩が原因ではなからうかという報告はいたしております。

武井委員

これから雪解けの時期で、また、その雪崩ということが、当然、予想されるわけですから、したがって、雪崩対策、それからそれに伴う予算措置なども含めて、やはり、努力しなければならないのではないかと、私はそう思うのですが、これは厳しい財政の中での議論ですけれども、いかがですか。

水道局次長

雪崩対策についてのお話ですが、水道局として、雪崩対策、あの大きな河川全域を雪崩から守るという大変な作業を、小樽市水道局が担うというのはいかがなものかと考えているのです。それで、現在は土木現業所に対して、雪崩防止なり、それから上の方の砂防ダムが、詰まったような状況がありますので、その辺は水道局からの要望として、この春に要望書という形でと、今は考えております。

武井委員

雪崩は、おきたところで、再び、おきるのです。私も山登りをやっていますけれども、だいたい雪崩がおきるころというのは、また、来年も雪崩がおきるわけですよ。そういうことですから、これは確かに大変でしょうけれども、しかし、要注意箇所というのはわかっているわけですから、今、昨日、今日、始まったわけではないのです。雪崩がおきたということになれば、どこだということはだいたい把握しなければなりませんから、それは、ぜひともできるだけ早く把握してください。これは要望です。

石狩西部広域水道企業団事業費について

次に、石狩西部広域水道企業団の問題なのです。第4条、継続費を見ますと、変更前も変更後も、総額については変わりがありませんけれども、年度別の額を見ますと、平成16年度の減った分が平成24年の分に増えているという数字になっているわけですね。ですから、そうしますと平成16年度というのは、今回の非常に厳しい財政上のことなどもあって、こういうことが加味されてこういう数字になったのか、何で平成16年度だけ少なくなったのか、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

水道局次長

石狩西部広域水道企業の事業費の関係ですけれども、これにつきましては、ダム事業、それから水道の専用施設事業と二つ抱えてございます。それで、今回、私どもが把握しているのは、ダム事業の方が国土交通省から、かなり予算が減額されて出ていまして、その部分で今回は減ったと聞いてございます。

武井委員

そうすると、これは小樽市の財政状況とは関係ないと理解していいのですね。

工事受注業者への建設業退職金共済制度加入指導について

次は、共産党の要求した資料の下請人の選定通知書についてなのですが、この37社を見ますと、建設業退職金共済制度に加入していない率が非常に高いのです。加入しているのが18社、加入していないのが19社、1社増えますが、率としては、加入していない方が高い。これは、私にすれば困るなと思っているのです。

だから、こういう業者を選定するに当たって、市では、どういう指導をしているのか。建設業退職金共済制度、これは中小企業にとっては大変な問題なのです。退職金の制度もない、何もいない人たちに対する救済措置としては、たいへん大事な制度なのです。ですから、当然、印紙を買うように指導しているとは思いますが、どのようにしてこの書類をとって、こういう人たちに指導をしているのか、答弁してください。

(建都)建築課長

先ほど、新谷委員の質問の際にもお答えしましたが、契約管財課で、契約の際に、市の方から土木事業者

をお願いしている文書の中に、「労働者福祉の向上及び建設業退職金共済制度等の整備、活用について」という項目もございまして、小樽市総体といたしましては、「建設業退職金共済制度をより活用して、労働者福祉の向上に努めてください」というお願いをしております。

それで、下請負人選定通知書の中でも、建設業退職金共済制度に加入していない者もあるのではないかとこの質問ですけれども、建設業退職金共済制度以外にも、中小企業退職金共済制度ですとか、また、そういう制度でなくて、自社で退職金制度を持っておりまして、それらで対応している者もございまして、そういう細かい内容につきましては、組織表なりで確認しているところです。

武井委員

この中小企業退職金共済制度も存じ上げていますけれども、いずれにしても建設業退職金共済制度か中小企業退職金共済制度か、前に私が代表質問したときに、これはもう10年以上前でしょうか、その当時の市長から、「中小企業退職金共済制度に加盟するように指導したい」という答弁もいただいたことがあるのです。私は、どちらでもこだわりませんが、いずれにしても、この人たちの福利厚生の一環ですから、市が請負をさせるところの中小企業の方々については、少なくとも法で定められた内容をきちんとさせるように指導してほしいと。

これは契約管財課だ、いや、これはこちらだ、あちらだということではなくて、きちんとこれを指導してあげてほしいと思いますが、この点はよろしいですか。

建築都市部長

今のご指摘のことはじゅうぶん理解しているといいますが、そういう認識で我々もおりますので、契約管財課の方と、また、現場を直接担当する私どもの方と連携しながら、対応していきたいと思っております。

武井委員

よろしく申し上げます。

市道認定基準について

それから、議案第51号と第52号に関連してなのですが、こうしてたくさん市道認定あるいは延長があるわけですけれども、この中で、ロードヒーティングを既に敷設してある路線が何線あるか、これが一つ。

まとめて言います。二つ目、こう配が15パーセントを超えているところが、あるか、ないか。

三つ目、道路の幅員が市道認定基準に反するところがあるか、ないか。以上、3点についてお答え願います。

(土木)用地課長

今回の32路線の市道認定で、ロードヒーティングの敷設箇所でございますが、2路線、認定としている場所がございます。

それと道路こう配につきましては、この2路線のロードヒーティングをしているところが、15パーセント以上のきついこう配になっておりますので、この二つの路線については、ロードヒーティングを敷設したということで、それ以外については、8パーセント以下のこう配になってございます。

それと幅員につきましては、すべて6メートル以上の幅員でございまして、市道認定基準に合致している路線になってございます。

武井委員

ありがとうございました。ぜひとも、こういう市道認定をするときには、私がいつも言うように、市道認定基準というものがあるわけですから、それをきちんと守るようにしてほしいと。これは必ず年数がたってきたときには、また、市にすばらしいお土産が自然に来るようになるのです。ですから、ぜひとも、それは守って市道認定してほしいと思っております。

塩谷団地での赤水発生について

本題に入ります。まず、住宅課に非常に恐縮なのですが、今、塩谷団地で、水道から赤水が出て困るとい

う苦情が出ておりますが、これはもう40年以上たった古い団地です。したがって、予定で行けば、平成17年度に建て直しをする団地なのですけれども、順次遅れていますから、2年ぐらいは遅れています。しかし、赤水が出ているような配水管になっているわけです。したがって、この人の場合は、変な話ですけれども、赤水は毎日くんで捨てているようなのです。たまたま、基本料金内だということで、減免しなくても基本料金だからということのようですけれども、これは、たまたま、この人は基本料金内であるから、そういう言葉が出たのでしょう。この配水管は、所定で行けば、平成17年度で建て直しをするのですから、そのときに管を取り替えてもらえばいいわけですが、今、目の前である3、4年後には建て直しをします。

今、オタモイ団地の建替えが終わったら、次は、塩谷団地だということになっているわけですから、これは住宅マスタープランに明記されているわけです。したがって、配水管を直したり新しく交換するのは、住宅課でやるのか。住宅課の考え方は、いや、しばらくの間、それは赤水を捨ててもらって、ずっと建て直しをするまで待つてくれというのか、どちらを選択しますか。

(建都)住宅課長

塩谷住宅ということでございますので、今、委員からお話がありましたように、再生マスタープランの中でオタモイ住宅の次は、塩谷住宅ということで予定をしております。今後、ストック総合活用計画を策定して、塩谷住宅の位置づけについて、もう一回、いつできるのかを検討していこうと思っておりますので、根本的に改善をすることになれば、ストック総合活用計画の中で、新しい塩谷団地の建替事業を策定するわけですから、その中で行っていくという形になります。

ただ、時期的にまだ明示がされていません。これから検討しますので、場合によっては、あまりにも赤水がひどいということであれば、建替計画とは別に対処しなければならない場合もあると思っております。ですから、現実、その赤水がどの程度のものか、例えば、朝一番に少し水を流すことによって解消されるということであれば、そういう対処の方法もありますでしょうし、そうしても、なお、赤水が出るということであれば、これは建替計画とは別に何らかの改善策をとらなければならないと考えております。

ですから、その赤水がどの程度なのかといったことを、我々も把握しながら、建替計画は計画としてある。それから住んでいる方が、日常困るということであれば、それはそれなりの対策をとっていかなければならないということで、建替計画があるから直しませんということにはならないと思っております。

武井委員

今、水道局の給水課の方で、人体に影響のある程度かどうかも含めて検査してもらっております。たしか、今日検査に行ったのではないかと思います。そういうことで、何とかこの水道局の方とも相談をして、その結果がどうなのか、人体に影響が出るような状況であつたら、今、言った配水管の取替えのことも含めてどうしたらいいか、最良の策を検討してほしいと。私は必ずしも取り替えるとは言っておりません。そういうことで、ひとつ要望だけにしておきます。よろしく申し上げます。

塩谷C団地の集会所建設について

次は、同じくこの塩谷C団地の集会所建設の問題。これは代表質問でも言ったのですが、再生マスタープランどおり工事をしてほしいということが私の願いであり、地域住民の願いです。ところが、市長の答弁の中で、平成17年度には公営住宅ストック総合活用計画が策定されるので、その中で、塩谷C団地の集会所建設についても検討したいとご答弁されています。この検討は前向き姿勢の検討と見ていいのか、後ろ向き姿勢の検討なのか、これはどう受け取ったらいいですか。教えてください。

(建都)住宅課長

前向きか、後ろ向きかということであれば、前向きにという答えになろうかと思います。何回も繰り返しになるのですけれども、今の再生マスタープランでは建替計画というのは、オタモイB住宅までなのです。

再生マスタープランをつくって10数年までいきませんが、かなり年限がたって、見直そうということで、ストック総合活用計画ということで計画をしております。ですから、ストック総合活用計画の中で検討することは、まず今、委員がおっしゃったように、地域の方々のご要望だとか、そういったものがじゅうぶんにあるということを我々も把握しておりますので、何とか実現する方向で、実現する手法を検討していこうということを基本的に考えているところです。

現在、再生マスタープランの中で、集会所を予定している場所というのは、今、まだ人が住んでいるところなのです。ですから、再生マスタープランの中では、場所をどこにするのかという議論もありますし、今、ストック総合活用計画の中でそういう計画になっています。再生マスタープランで想定した場所がいいのか、あるいはそれとは違うところがいいのかということもありますし、また、再生マスタープランで想定していた場所であれば、住んでいる方をどうするのか。

例えば、その移転先をどうするか、そんなことも考えていかないと実現はできないわけですから、そういったことも含めて、ストック総合活用計画の中で検討させてもらうということで、前向きに検討するというごさいます。

武井委員

あそこのところは図面までできているのですから、図面を見ればわかりますように、そこは人が住んでいません。自由に建てられる場所になっています。しかも、あの地区は、地域住民も含めると2,000世帯以上あるのだけれども、町内会館がないと、こういう状況で、たしか、塩谷の市営住宅にお住まいになっているのは、A、B、C、D、E住宅、全部で500世帯くらいになるのではないですか。地域の人たちが、75平方メートルの集会所で事を足そうとしていても、足りないわけです。その2,000世帯の人たちも、市の設置した集会所を利用できることになっているわけですから、ぜひとも、前向きな検討をしていただくことを私は期待を申し上げて、次に行きますので、必ずひとつお守りのほどをお願いしたいと思います。

街路樹等せん定後のごみ処理について

次は、公園課で、これが北しりべし廃棄物処理広域連合との関連が出てくるのですが、今まで街路樹のせん定、公園の樹木のせん定だとか、あるいはあそこに今、見えるところにもツツジの木にむしろなどがかぶせてあります。

あるいは市役所前の木に縄などで冬囲いをしてありますね。こういうふうにして、いろいろこれから燃えるごみでありながら資源ごみにもならないごみが出てきますけれども、今度はこのごみは処分場に運ばれないことになっているわけです。今まではそれは運んでよかったのが、今度は運ばれないという協定ができてしまったのです。

この辺は、私はこの市の財政が厳しい中に、それらをまた、どこかへストックして、また、さらに委託業者、ごみ処理許可業者に頼んで、二度手間、三度手間をかけながら処分をします。私は、こういうことは非常に不経済であるし、市の財政上からも好ましいことではないと思うのです。したがって、市が発注した業者が、直接、それらのものを持って搬入して、その処分場へ運ぶことができる、搬入ができるという方法を私は考えるべきだと思うのですが、考え方を教えてください。

(土木)公園課長

公園の樹木の伐採した枝だとか、先ほどおっしゃいました冬囲いのむしろとか、そういうものについて、今時点でどういう処理をしているのか説明いたします。

公園から出た伐採した枝等については、現在は野球場の裏にストックヤードがございまして、その部分に一時たい積して、ある程度の量になりましたら、収集運搬業者に委託して、桃内の一般廃棄物処分場の方へ搬出して処分してございます。それで、ごみ処分の所管は環境部なのですが、環境部に問い合わせました中では、一般の個人も含めてですけれども、直接、処分場に搬入して処理することはできないと。小樽市の場合は、そういう方針でやっているとのことですので、公園から出てくるごみにつきましては、免許を持った一般廃棄物処理業者に委託し

て処分していただいている状況になってございます。

それで、処分場の方に直接搬入できないのかというご質問でしたけれども、これは全市の中で、そういう方針で行っているということで、私どもも、そういう環境行政に従って処分しているということで、そういう一つの方法もあるのでしょうかけれども、その辺は、また相談はしてみたいと思います。今のところそういうルールに従って、私どもも処分している状況でございます。

武井委員

関係者と相談するということですが、街路樹などのせん定をしているのを私が見ていますと、車を横づけにして、ぼんぼんと切ったら、みんな車の上にどんどん投げて、また、次に行って、ここを切って投げて、それでそれを搬送していくという作業なのですね。ですから、私は、市が免許証か何かを持たせて、そのまま処分場へ行って捨ててもらえば、簡単にできると思います。それをわざわざ、たい積場に運んで、備蓄して、今度は処理業者に頼んで、また運んでいると。こんなことは二度手間であって、能率的でもない、私はこう思うのです。

私は、北しりべし廃棄物処理広域連合に相談に行ったのです。こういうことができないのかということで。そうしたら、いや、環境部と相談させてくださいという答えが返ってきました。これは私は可能なのではないかと思うのです。ですから、今、関係者とも相談するということですから、ぜひともそうして少しでも安い委託料で済むような方法を講ずるべきだと思いますが、いかがですか。

(土木)公園課長

一つの例として、先ほど委員がおっしゃいました、一つ一つ木の枝の下にトラックを横づけしながら落としていくと。実際にトラックの中に大量に積めるような、非常に枝がかさばるものですから、実際に廃棄物収集業者に頼んでいるトラックというのは、かなり大きなかさばるものが運べるようなトラックなのです。それで、実際に我々は4トンだとか、小さなトラックで、それを近くのたい積場に一時たい積して、そこから一気に搬出していくという手順をとってございます。

それで、効率的に処分をという先ほどのご指摘だったのですけれども、私どもは私なりで一応、効率的な方法で行っているつもりなのです。直接、処分場に持っていけるかどうかということですから、その辺はまた、いろいろな角度で相談をして、検討という言葉はちょっと言えないと思います。やはり、相談してみて、こういう方法はどうかという形で投げかけていきたいと考えてございます。

武井委員

寂しいのだけれども、今度の機構改革で公園課がなくなるということで、今、恐らくこれは公園課長の最後の答弁かなと思うのですけれども、これからだんだん職場が、そういう意味では統一されて、ますます仕事が煩雑になるのに、こういう煩雑な仕事があっては、私は非常に気の毒だと思うのです。ですから、そういう意味で、これから新しい能率的な機構改革をするのだらうと思いますから、ぜひともそういう二度手間、三度手間のかからない方策をとってほしいと思うのですが、機構改革のことも含めて、部長、答弁してください。

土木部長

今、お話がありました樹木のせん定という部分でございますけれども、公園課長から話しましたように、確かにせん定の車両というのは、作業員が乗って樹木のせん定をする車で、わりと作業性がある、多少そういった作業後の枝などを積めるようなスペースがあるのですけれども、それを一回一回処分場に運ぶとなると、相当の回数、出ていかなければならないということになります。

そういうことから、効率的に進めていくためには、そういった作業車から出たものを一度どこかに集積をしまして、大型でたくさん積める運搬車を用意いたしまして、持っていくのが経済的でないかということで行っています。そんな中で、今、公園課長が話しましたように、環境部からその辺は直接搬入は難しいような話も伺っておりますので、それにつきましては、相談していきたいと思っています。

一つは今、組織がそういった形で寂しくなるような話もされていましたが、以前からお話していますように、維持管理の部分を含めて、道路と公園を一体的に維持管理できるような体制をつくっていきたいということで、今回、新たな組織の中で集約をして作業を進めていき、効率的、経済的な方法で、何とか市内の街路樹、そしてまた、公園の維持を進めていきたいと思っています。これにつきましては、新たなセクションでということになるわけですが、私どもとしては効率性を考えながら進めていこうと思っています。

武井委員

今の部長の話は、小樽市だけの問題ではないのです。余市町や仁木町など、果樹園のせん定をしたものを、全部今まで自分の車で積んで持っていったものが行けなくなったということで、これはもう余市町や仁木町からも必ず出てくる問題なので、そういうところと一緒に焼却場をつくるわけですから、小樽市もそういう立場では、ぜひとも、歩調を合わせてやってほしいと。

私は、むやみやたらに行えというのではなくて、そういう特定の業者、特定の車、これについては、そういう方法をとるべきではないかと。北しりべし廃棄物処理広域連合も「環境部とじゅうぶん相談して処置したい」という答弁ですから、ぜひとも、ひとつ協議してください。お願いします。

沈砂池しゅんせつ等工事費について

ラブリバー基金とその活用について

東小樽交差点の横断歩道設置について

予算書の中に、沈砂池しゅんせつ等工事費3,500万円が盛ってありますが、これはどこの沈砂池を指しているのか、これが一つ。

二つ目、ラブリバー資金基金積立金、これが1,000円積まれております。このラブリバー基金というのは、どういう目的で、これは、1,000円は利子から持ってきて積んだのだらうと私は思いますけれども、こんな1,000円ぐらい積んで、基金がこれからどういうものになるのかわかりませんが、もう相当なお金があるのかどうか。

どういう目的でラブリバー資金基金というものを積み立てているのか、これが二つ目。

三つ目は、これは直接、土木部の問題ではないと思いますけれども、東小樽交差点から、これは新年度に今度新しい小樽港縦貫線、臨港道路ができるわけですね。そうしますと、あの接点になる東小樽交差点から、さくら学園の上に信号がありますが、この間が、バス停はあるのだけれども、横断歩道がないのです。ところが、山側には、アパートが、いわゆるマンションがずっとあそこのところに並んでいるのです。あるいは開発局の官舎もありますが、ずっと並んでいる地域なのです。あそこはセイコーマートもありました。そこへ行くにも横断歩道がないということで、非常に住民からは何とかしてほしいという要望が出ておりますが、この横断歩道の設置について、開発局とも協議を重ねて、できるだけ早い時期にめどをつけてほしいと思いますが、今年、臨港道路ができることなども含めて、ひとつ協議してほしいと思います。以上3点をまとめて答弁してください。

(土木)土木事業所長

3点のうちで、最初にご質問のありました沈砂池、予算書の中におけます沈砂池しゅんせつ等工事費3,500万円の中身。沈砂池の箇所はということのお話でございます。しゅんせつ等ということなものですから、すべて沈砂池ではないですが、沈砂池につきましては、運河に流れる部分なのです。

於古発川の沈砂池、それと色内川の沈砂池、手宮仲川、あと中央通線に小さな沈砂池があります。この四つを予定しております。すべて運河に流れ込む河川とか、雨水きよでございます。

(土木)用地課長

ラブリバー基金の目的の関係でございますけれども、ラブリバー制度というのは、ボランティア活動として堤防の草刈りだとか清掃などを行っている地域住民、これは河川愛護団体なども含まれますが、これらの方々に対しまして、植栽や花壇などの利用を促進するというので、地域住民、それから市町村、また河川管理者の三者が一体

となってやっていこうという制度でございまして、そのためにこのラブリバー基金をつくってございます。

歴史的な話をさせてもらいますと、これは1、2級河川が対象でございまして、小樽市の場合は、平成2年度に勝納川を指定してございます。その後、小樽市としては、平成7年度に、このラブリバー基金を設立してございまして、当時100万円の基金を積み立ててございます。ですから、今、委員がご指摘のとおり、平成16年度の予算の1,000円というのは利息分になるかと思えます。今現在、どのようにしているかということで、お話をしますと、この基金は、まだ、活用されてございません。

それで、今、勝納川が平成11年度から整備をしてございまして、今の予定では平成18年度整備完了になりますので、その中で、今後、この基金を使って、その整備事業以外に、こういった花壇だとか植栽ができるのであれば、この基金を活用していきたいと考えてございます。

(土木)管理課長

3点目の小樽港縦貫線、臨港道路の件ですが、前にも委員の方からご意見としてありまして、生活安全課の方に話をして、現状の中では、今年の秋ぐらいまでにこの道路が完成予定ということなので、その前にいわゆる現況の道路の部分で公安委員会が立会い、いろいろと調査する中で、そのときに改めて現場を見て、現状の話をして、それで決定されるとの説明を受けております。

武井委員

3点のうち、ラブリバー基金について質問させていただきたいのですが、勝納川が、このままでいくと平成18年度に整備が完了するという内容のようですが、今、ここに遊歩道などができて、我々は、何とかぜひ、勝納川沿いに桜の木を植えたいという運動を進めているわけです。あそこに雲かのごとく、だあっと桜の花が咲いたら、すばらしい景観ではないかなと、河川公園にふさわしいのではないかなと思って、今、準備をしているのですけれども、この基金は、こういった場合にも使えるような内容のお金だと理解していいのですか。

(土木)用地課長

まず一つは、土木現業所、北海道の方で、この河川整備に当たって、樹木を含めた環境整備をしていくということがあるかと思えます。今現在、進行中でございまして、細かく言えば、奥沢中央橋から上流側については、今の自然な形を残しながら整備をしていきたいと、道も言っておりますので、土木現業所としても、そういった植栽を含めた緑化をしていきたいということも言ってございますので、それが1点ございます。

今、仮定として、地域の皆さんが、そういった桜並木にしていこうということで、植栽、環境整備をしていくということであれば、それがこのラブリバー制度の中の要件、これはボランティア活動になりますので、そういった部分でいけば、この川に活用するという事で基金をつくってございます。

そういった部分では使っていける状況にはあろうかと。ただ、内容については、そのあたりは詳しく、また検討していかなければならないと思えますけれども、基本的には使っていけるものと考えています。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

むつみトンネル上の通路について

今回は、現実的で単純な問題から質問するのですが、まず、小樽では珍しい専用の歩道で、しかもロードヒーティングが敷設してあって、それでいて冬期間、高齢者にとっては全く使えないという場所があります。そこについてお聞きしますが、長橋バイパスにむつみトンネルがあります。むつみトンネルの車道の両側には、非常に幅広い歩道が通っているわけですが、その歩道自体ではなくて、あそこを削ってつくった影響で、長橋5丁目の高台、トンネルの上から、下におりていく階段がついております。

専用歩道というか専用階段、しかも、れんが敷の非常に立派なもので、ロードヒーティングを敷設しているという小樽では最も恵まれた歩道階段であろうと思いますが、現在、その階段のロードヒーティングの状況について、どの辺までロードヒーティングを敷設しているのか、それについてお尋ねします。

(土木)土木事業所長

今、お話のロードヒーティングにつきましては、むつみトンネル、長橋小学校通線から長橋5丁目の方に抜ける市道長橋小学校上通線という道路がございます、その道路とを結ぶ通路でございます。これは長橋バイパスの工事の際に、旧国道とを結ぶ長橋小学校通線をつくる時に、地先の方の利便性のために設けたものでございます。

今のご質問のロードヒーティングの設置につきましては、長橋小学校上通線から、ちょうどトンネルにおりる途中にフードがあります。そのフードの入り口に入ったところに踊り場がございます、その踊り場までがロードヒーティングが入っております。それから先の下の階段の部分には、現在、ロードヒーティングは入っておりません。

大橋委員

そうなのですよね。通りますと、実に完ぺきにロードヒーティングが入っているのですが、安心しておりてくると、そのフードの中に入った途端に凍りついていて歩くことができないという状況であります。フードの中が凍りついている原因については、どう考えていますか。

(土木)土木事業所長

一つは、その場所が非常に高台でございます。ちょうど、むつみトンネルの上のところにありますけれども、吹きさらしの状態で、このフードの中に雪が入る。冷たい空気が流れ込む。その通路に風が流れ込む状況にあるのではないかとということになります。

大橋委員

本当はもっとフードの下の方まで、あともう少しヒーティングすれば、何ということはないのだと思うのですが、残念ながら大丈夫であろうという予想で、少し節約したのだなという感じがしております。

全く使えないというのは本当にもったいない話なので、地域住民の方から、「ロードヒーティングを今さら延ばしてくれ」というのは、少し無理なことではないかという話があります。そうすると、「せめて雪が吹き込まないようにドアをつけてくれないか」と。高速道路のバス停の入り口に至る通路はドアがついているということなのです。

そういう要望もありますけれども、急に言っても、なかなかできないという問題がありますので、それについて検討していくことはできますか。それと、効果的にどうだと思えますか。

(土木)土木事業所長

一つの対策として、今、ドアをつけるという案が出されたわけでございますけれども、これについては、構造的にドアを設置することができるのかどうかということと、ドアの設置で全て防ぐことができるのかということなのです。それからあと、法律上といいますか、通路というか、道路という概念がないのですけれども、ドアをつけていいのかどうかを確認させてもらいたいと思います。

それで一つ、私が少し懸念したのは、最初、ロードヒーティングの計画の中では、おそらく、そのフード設置によって、上から降ってくる雪については、シャットアウトされるものですから、ロードヒーティングは要らないのではないかという考え方で、敷設しなかったけれども、実際としては、横から風が流れてきているということで、市民の方にご迷惑をかけていると。

ですから、ドアをつけるというのも一つの方法でしょうけれども、そのドアをつけることによって危険性、入り口にドアをつけることによって、例えば、風でバタバタと音がうるさいとか、それにお年寄りが手を挟むとか、そういう危険性もあるのではないかという感じを受けました。

ですから、それは一つの方法の中で、どういう形で処理できるのかというのがございますけれども、そのほかに何か通路の部分も雪がたい積するので滑るという話もあるものですから、それに対する方法についても、何かいい

方法がないのか検討したいと思います。

大橋委員

検討していただけるということですので、次の冬までの検討課題ということで、庁内でも相談をしていただきたいと思います。

それと、それこそフードの入り口の一番上の部分ですが、そこが破損したまま、2年間ほどたっているといますので、その修復についてもお願いしたいと思います。

(土木)土木事業所長

それについては、現地を確認しておりますので、早急に対処したいと思います。

大橋委員

除雪ステーションの責任者の明確化について

それでは、次の質問に移ります。

先ほどから除雪ステーションの体制について、いろいろ議論されていまして、冬、非常に辛い問題で、やっと春になって、私たちにとっては、ちょっと一息ついているところであります。

まず、四つのステーションがありますけれども、各ステーションに人がいます。「市の職員もいるのかな。業者もいるのかな」と服装で判断したりしているのですが、各ステーション職員の配置人数、それから業者の派遣人数について、わかりますでしょうか。

(土木)土木事業所長

地域総合除雪ということで、現在、小樽市を四つの地域に分けまして、除雪体制をとっています。その中で、各ステーションは、エリアと除雪路線の延長は違うのですが、皆すべて同じ条件ではないのです。

第1ステーションは北地区、第2ステーションは中央地区なのですが、この地区につきましては、市の職員は常駐ではございませんけれども、担当として、おのおのステーションに2名ずつ配属になっております。

業者につきましては、業務主任1名、副業務主任が3名、事務職員1名、計5名の体制でございます。その中に、常駐ということではないのですけれども、業者としては、第1ステーションについては、除排雪業務と路面管理で8業者で対応しております。第2ステーションは11業者で対応しています。

第3ステーションについては職員2名です。そして、常駐の業者につきましては、業務主任1名、副業務主任1名、事務職員ということで2名ついております。そして、業者は6社。

第4ステーションについては、職員は1名ですけれども、第3ステーションの職員が1名別途兼務して、両方一緒に見ております。常駐の業者は、業務主任1名、副業務主任が1名、事務職員1名、業者が3名でございます。

そういう体制でございます。

大橋委員

冬になって除雪の要望とか、それから除雪はどういう体制になっているか聞きたいとか、そういうことでステーションにお邪魔することがあったわけですが、行くたびに、そこにいる方の顔が違うのです。それで、どなたに話していいのかわからない状態がひとつあって、それからいわゆるそのこのステーションの責任者がだれなのか、それもよくわからないと。

それで、机に座っている何人かの中で、私の視線をとらえてしまった不幸な方に話しかけるしかないとか、そんな経験を何度かいたしました。それだけに、こちらからの要望を伝えて、「わかりました」という返事があるとき、それから「業者に言うておきます」という返事があるときと、いろいろなのです。

今、言っていることは、一つにはどこに責任があつて、どういう形で運営されているのかと、我々から見てもよく見えないという部分と、それから常時、人が入れ替わっているの、だれに話せばいいのか、どうなっているか、その体制がよくわからないのです。その辺についてはいかがなのでしょう。

(土木)土木事業所長

確かに、業務については、市が発注して業者にやってもらうということで、当然、最終的な責任は市が負っています。その中で、市民に除雪の説明会の中で説明していますのは、市民のご要望がございましたら、実際に作業をする部分については、市の方に来て、実際に作業するのは業者ということがございますものですから、業者の方に、直接、話をされる方が時間的に早いということでございまして、「ステーションの方でも受け付けます」ということで話をしています。

ただ、例えば、除雪のグレードを上げてほしいとか、その計画の部分については、業者は我々が委託している業務の中でやっているものですから、そういう要望等については話ができないので、市の方でということになります。

基本的には、市の方では、直接そういうことで詳しく承知してはおりませんけれども、例えば、時間的なスピーディーさであれば、直接、ステーションの業者の方に伝えるのが一番早いのではないかとということで、説明をしています。

ただ、ステーションに行かれて、だれが職員なのか、業者なのかよくわからないという話も、ご指摘がございまして、市の方では、市の職員については、すべて除雪対策本部または土木部の黄色い腕章をつけるように職員に指導してございまして、業者については指導が徹底していない部分がございますものですから、今、言った責任者がわかるようなもの、腕章がいいのか、ネームプレートがいいのか、やはり、作業の安全性に問題がある場合もありますから、どういう形でというのは、いろいろ検討すべきこともあると思いますので、責任者がわかるという形を考えてみたいと思います。

大橋委員

それから、たまたまステーションに行ったときに私の知り合いの業者がいたものですから、業者に言ってくれと言うから、その業者に「いろいろと要望が来ているのだけれども、直接、除雪に入れないのか」という話をしたのです。彼は私と親しいから話したのでしょうけれども、「市の方から、今年は予算がこれきりだから追加がないからと、そう言われているので自由がきかないのだ」という回答があったのですけれども、その辺はどうでしょうか。

(土木)土木事業所長

地域総合除雪の中では、いろいろな業務の依頼を行っています。かき分け除雪の業務、排雪の業務、砂まきの業務、そのほか細かい部分はいろいろありますけれども、市の方では、当然、発注しまして、委託して、その中でやってもらう形になりまして、それをこういうものは実はこうでと協議していくことになります。

除雪については、降雪量に非常に影響があるということですが、降雪量の設計のプラスマイナス20パーセント以内であれば、設計変更をしないということになっています。その中で、我々が標準的な出勤する回数等を相談しまして、先ほども別の委員から、出勤基準についてのお話も出ておりましたけれども、そういう出勤基準の中で対応させてもらっております。

ですから、我々はどういうときに出勤するのか、どういうときに出勤しないのかを、明示をしておりますけれども、場所というのですか、地域的なものがございまして、当然、パトロールの時間帯とかもございまして、我々は細かく指示をしているわけではございませんけれども、その範囲の中でやってもらうようにと。

お金がないからという言い方を、もし、委員にされているのであれば、話した者が勘違いしているのかなと思います。我々は予算の中でやるものですから、そういう予算を超えるものについては、当然できるとかできないとは言えませんが、予算の中であれば、協議事項ということで話して、対応しているところです。

確かに今、いろいろと除雪ということだけではなくて、全体的にお金の話がいろいろ言われているものですから、その業者が、市民感覚でそういうことを話された部分があるのかもわからないのですけれども、我々は、「お金がないから、それ以上やるな」ということは、特に指導はしてありません。

大橋委員

以前ですと、2月になりますと、先に除雪の予算を認めてくれと、そんなことで、あれだけは我々も喜んでどんどんやってくれという話をしたら、それが今は全くないということですから、先ほどのお金の問題も、追加がないという部分は本当の部分だろうと思いますし、協議するといっても、業者の方も一定回数以上出勤すれば、赤字になるわけですから、そういう課題を抱えてしまったのだなと理解をしています。

砂散布業務について

それでは、除雪に関連して、もう一問だけお尋ねしますけれども、いわゆる道路に砂をまくという作業について、お尋ねしたいと思います。

以前は、砂散布車を導入して、散布したら、その30分が1時間後にブルドーザーが来て、全部削っていってしまうと、そんな問題がずいぶん質疑をされた時代もありました。そのころから見ますと、砂散布車も増え、適正な散布をしているという印象は持っています。この砂の散布という作業について、今、予算的にはどのくらいになっているのでしょうか。

(土木)土木事業所長

今年の実績と申しますか、平成15年度の事業の中で、現在、地域総合除雪の部分で各4ステーション、四つの地区に発注している業務がございます。その中で、我々は相場で提示をしておりますが、業者の方はどう受け取っているかわかりませんが、我々、設計サイドの数字ということで話を聞いてもらいたいと思います。

一応、四つのステーションの中で、凍結路面对策ということで お金を掲示しております。おおむね3,100万円程度の予算を計上しております。その中身につきましては、今、委員がお話しました車で砂を散布するものと、すべてに砂を散布ということができないものから、砂箱を設置して地先住民の方に散布してもらうということなのですが、その砂の補充、そういうものも業務の中に入っています。

大橋委員

今、出ました砂箱なのですから、これもずいぶん数が増えて、なかなか重宝しておりますし、車道だけではなくて、歩く部分にも砂をまくことによって人も歩くことができるという面もあります。それで、この砂箱なのですが、何年前には砂箱に砂袋を入れていく作業、それを民間業者が行っていた時期があると思います。今は一部民間ということなのでしょうけれども、一つには、その砂箱の作業を行っていたのが民間だったのが、今は市でも行っている。その現状について、どういうことでそうなっているのか、どういう状況なのか、教えてください。

(土木)土木事業所長

今、委員のおっしゃられたのは、砂箱の砂の補充の部分のご質問だと思います。これについては、過去には市の職員の業務の中で排雪、除雪、そういうハードの部分の作業をしていたということで時間的な余裕がなかったのです。今、排雪作業を行っているのが、特に、排雪の場合は年明け、雪の降り始めから12月末頃までは、あまり排雪作業がないものから、準備作業を含めた形で忙しくなるのは1月ということで、年明けからが忙しいということになります。それまで、本格的な排雪作業に入る前までの間、職員を導入して、冬の初めですと砂箱が空になっていますので、最初の補充と、使用された後の補充作業を行っています。

大橋委員

民間に委託して、砂の補充を夜間も行っていますけれども、それはどういう単価で行っているのでしょうか。

(土木)土木事業所長

先ほど申しましたように、民間業者には地域総合除雪ということで、設計書の中にも提示してありますけれども、砂袋を運搬するというので、設計書の中では、1か所当たり幾らという基準に従って行っております。

大橋委員

古い数字なのですから、砂箱に一つ分運ぶと1,600円だよと。それで、そのころは1日に三、四十か所ぐらい

運べるから、それが一つの単価といいますか、その業者の請負額なのだと聞きましたけれども、今でも業者にあそこへ入れてくれとかと、頼むと、そのときにその1か所ずつについて、お金を払っているということなのですか。

(土木)土木事業所長

設計の中では、ある程度何か所ということで想定した形で行ってありましたので、当然、1日に何か所作業を行うかという想定でやっております。今回の発注している設計の中でも、これは夜間と日中で、若干、単価が違うのですけれども、おおむね今、1か所当たり千五、六百円、1か所30単位程度という想定で設計を行っております。

大橋委員

この問題が最後なのですけれども、要するに、その砂箱を設置するときに、シーズン初めに、市の職員が配っているのですけれども、配っているときに、1台の車に何人乗って配る体制をとっていますか。

(土木)土木事業所長

今年の例で行きますと、1班3名体制ということで、そして2班体制で市内を巡回する体制をとっております。

大橋委員

3名体制というのは、ざっくりばらんな話を聞いてしまいますけれども、市民から2回ぐらい言われまして、家の前に砂箱を持ってきて、それで見ていたら、2人が一生懸命に砂を積んでいて、1人は、ただ、車に乗っている。だから、要は2人が専属で、1人は記録係なのか運転手なのか、そういう職務分担みたいなものはっきりしているという部分で、あれは何なのかという話があったのですけれども、そういう現状ですか。

(土木)土木事業所長

砂箱の設置場所というのは広い場所ではなく、狭い場所とか、いろいろございます。その中で、言うなれば車をずっと止めて作業をできない部分もございます。また、坂道などもございますものですから、安全上、1人が乗ってやっているというケースが多くございます。

大橋委員

小樽市では、職員が車を自由に運転できないという制約があると思いますけれども、要するに、必ず専用運転手を乗せなければならないという問題ではないですか。

(土木)土木事業所長

今回、作業というのですか、砂の補充の作業をやっている者につきましては、通常業務につきましては、ほかの業務をやっておりますけれども、今年につきましては、冬場の除排雪のオペレーター、言うなればロータリー車とかグレーダー車、そういうものに乗っている者が行っておりました。その者が今回、砂箱の補充という業務をやっているものですが、端的に言うと、全員、通常は運転業務の者が行っていることになってございます。

大橋委員

終わります。

委員長

れいめいの会の質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時27分

再開 午後4時55分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

新谷委員。

新谷委員

日本共産党を代表して、議案第47号は反対、継続中の陳情については、これまでどおり賛成の討論をします。

議案第47号は、企業職員の雇用保険法の改悪ですから、反対です。

継続中の案件は、ほとんどが道路に関しての要望です。小樽の地形上、道路の改修やロードヒーティングの敷設は、市民が安心して暮らすための強い願いであり、その願意は妥当です。

確かに市財政は苦しいですが、石狩湾新港への税金投入などを見直し、国への国庫補助金の増額を要求し、三位一体の改革を改めさせ、優先順位なども考慮して、市民の願いにこたえるべきです。詳しくは本会議で述べます。

以上で、討論とします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第9号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、議案第47号、陳情第1号、第3号ないし第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号について、一括採決いたします。

議案については可決、陳情については継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、議案は可決と、陳情は継続審査と決しました。

次に、議案第45号、第46号、第51号、第52号について、採決いたします。

原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。